

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月19日
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 堤 健朗
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【電話番号】	03 - 4587 - 6000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	GSトータル・リターン 積極（年2回決算） GSトータル・リターン 安定（年2回決算） GSトータル・リターン 安定（毎月決算）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	各ファンドにつき、1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

GSトータル・リターン 積極（年２回決算）

GSトータル・リターン 安定（年２回決算）

GSトータル・リターン 安定（毎月決算）

（以下、総称して「本ファンド」、それぞれを「各ファンド」といい、必要に応じて以下の通り読み替えます。）

正式名称	本書における表記
GSトータル・リターン 積極（年２回決算）	積極（年２回決算）
GSトータル・リターン 安定（年２回決算）	安定（年２回決算）
GSトータル・リターン 安定（毎月決算）	安定（毎月決算）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型証券投資信託です。

本ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、１兆円^{*}を上限とします。

^{*} 受益権１口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額^{*}です。

（なお、上記金額に下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれません。）

ただし、自動けいぞく投資契約（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（4587）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「トータル積２」「トータル安２」「トータル安月」）。

^{*} 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した１万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

(5) 【申込手数料】

3.3%（税抜3%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

スイッチング（乗換え）については、販売会社にお問い合わせください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金（解約）されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。詳しくは、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社が別途定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記(8)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(7) 【申込期間】

2025年11月20日から2026年5月19日まで

（注）なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する第一種金融商品取引業者（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下「販売会社」と総称します。）において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

(9) 【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

確定拠出年金制度に基づくお申込みのお取扱い

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<積極（年2回決算）>

主としてトータル・リターン積極マザーファンド（以下「積極マザーファンド」といいます。）を通じて、日本を含む世界のさまざまな資産および投資手法を活用する投資信託証券へ分散投資することにより、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

<安定（年2回決算）および安定（毎月決算）>

主としてトータル・リターン安定マザーファンド（以下「安定マザーファンド」といい、積極マザーファンドと総称して「マザーファンド」といいます。）を通じて、日本を含む世界のさまざまな資産および投資手法を活用する投資信託証券へ分散投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型

(注)本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合・・・投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	<積極(年2回	(日本を含む)	ファンド	(適時ヘッジ)	TOPIX	条件付運用型
大型株	決算)><安定	日本	ファンド・	なし	その他	ロング・ショート型
中小型株	(年2回決算)>	北米	オブ・ファ		()	絶対収益追求型
債券	年2回	欧州	ンズ			その他
一般	年4回	アジア				()
公債	年6回	オセアニア				
社債	(隔月)	中南米				
その他債券	<安定(毎月決	アフリカ				
クレジット属性	算)>	中近東				
()	年12回	(中東)				
不動産投信	(毎月)	エマージング				
その他資産	日々					
(投資信託証券	その他					
(資産複合(株	()					
式、債券、不動産						
投信、その他資						
産)資産配分変更						
型))						
資産複合						
()						
資産配分固定型						
資産配分変更型						

(注)本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信、その他資産）資産配分変更型））・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式、債券、不動産投信、その他資産を投資収益の主たる源泉とし、その組入比率について固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年2回・・・目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）・・・目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジあり（適時ヘッジ）・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

委託会社は、受託銀行（後記「(3) ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができるものとします。

<ファンドのポイント>

1. グローバルの経済成長を収益の源泉として、幅広く分散投資を行います。

マザーファンドを通じて、日本を含む世界の株式、債券、通貨、不動産投資信託（リート）、コモディティ、マスター・リミテッド・パートナーシップ（MLP）およびヘッジファンド等のさまざまな資産および投資手法を活用する投資信託証券に分散投資を行い、資産価値の向上をめざします。ただし、上記すべての資産に投資するとは限りません。

運用目的の異なる複数のファンドがあります。

積極（年2回決算）/ 安定（年2回決算）/ 安定（毎月決算）

実質外貨建資産については、投資判断により対円での為替ヘッジを行うことがあります。

2. 市場の下落に備え、資産価値の減少リスクを抑制することをめざします。

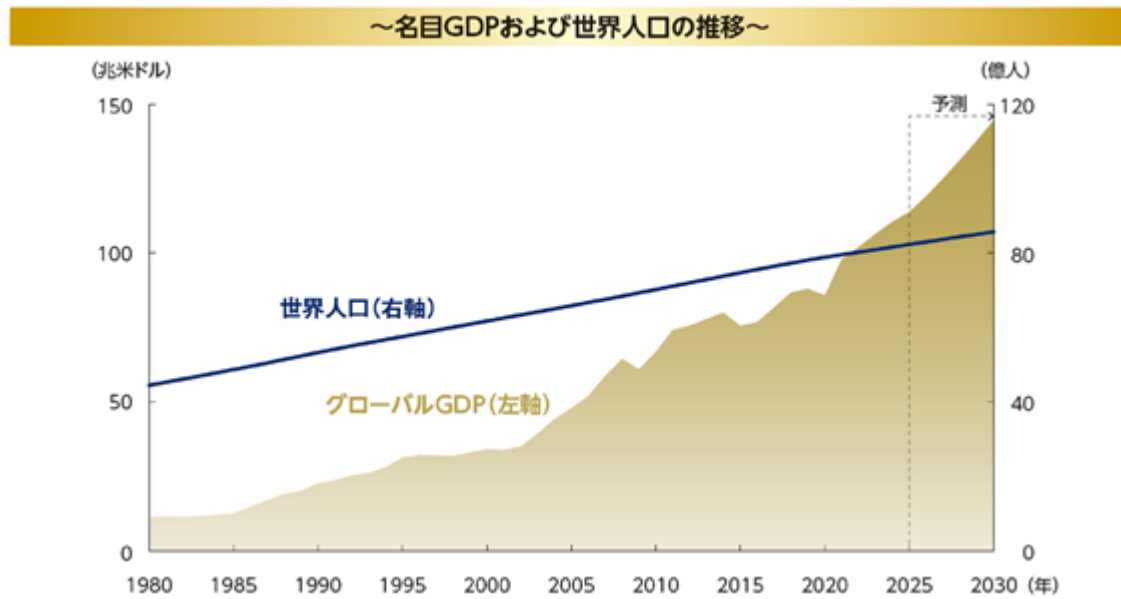
3. 市場環境等の変化に応じて、柔軟に投資対象、投資手法、配分比率を見直します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行い、マザーファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド（投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMニューヨーク」、「GSAMロンドン」および「GSAMシンガポール」といいます。）に委託します。GSAMニューヨーク、GSAMロンドンおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、投資信託証券および為替の運用を行います。委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。文脈上「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。

1. グローバルの経済成長

世界中のさまざまな資産を投資対象とし、多様な収益機会を捉えることをめざします。



期間：1980年～2030年（世界人口は推計、2025年以降のGDPは2025年4月における予測値）

出所：世界人口は国際連合（World Population Prospects 2024）、GDPはIMF（国際通貨基金）World Economic Outlook, April 2025

本ファンドの投資対象

	株式	債券	その他
先進国	○	○	○
新興国	○	○	○

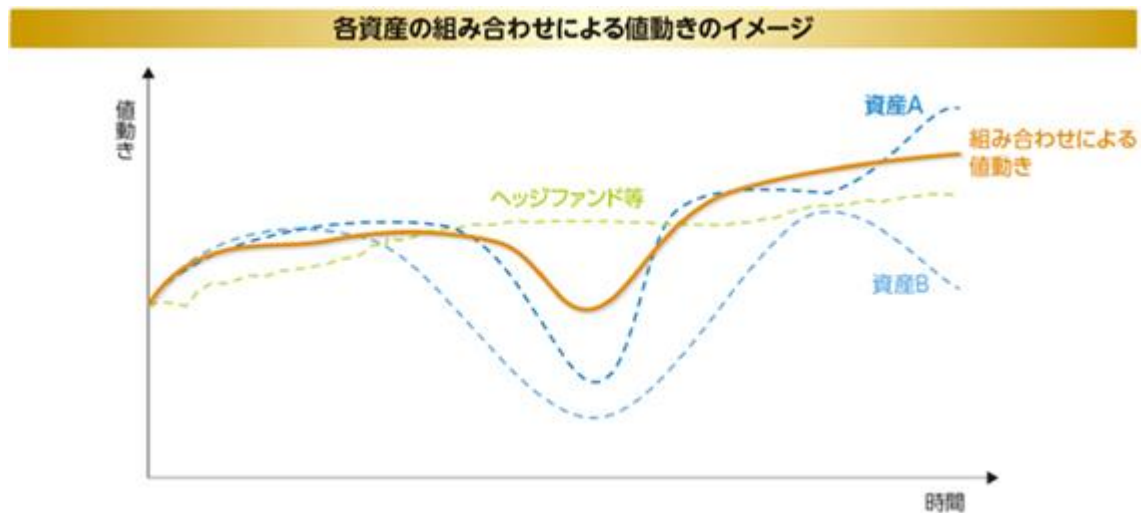
投資対象およびその組入比率は適宜見直します。

実質外貨建資産については、投資判断により対円での為替ヘッジを行うことがあります。

上記は過去のデータおよび一時点における予測値であり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。経済、市場等に関する予測は本書作成時点のものであり、情報提供を目的とするものです。市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

2．下落リスクへの対応

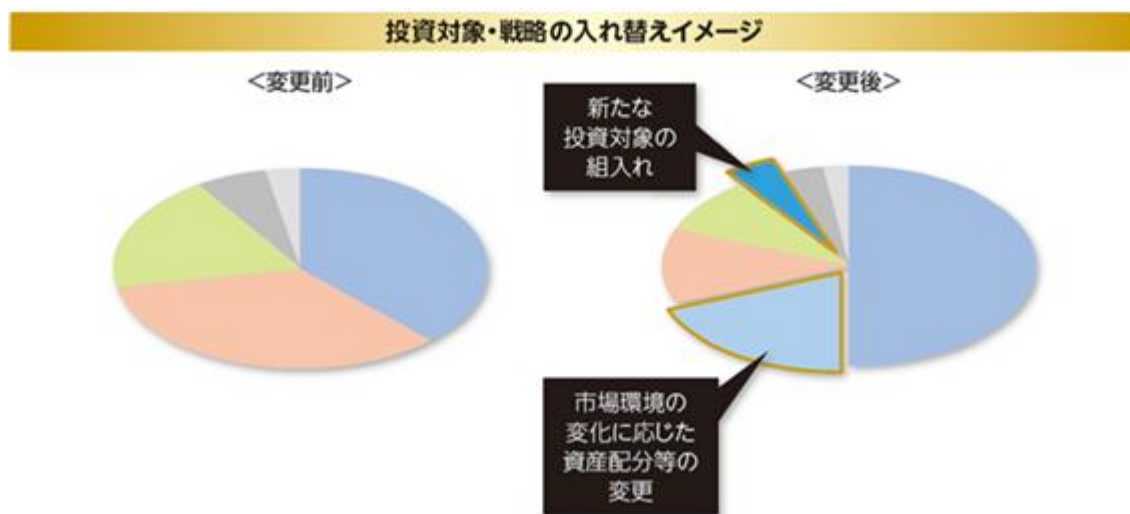
リスク抑制のため、値動きの特徴が異なる投資対象を効果的に組み合わせることをめざします。市場環境にかかわらず収益を追求するヘッジファンド等を活用します。



上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的とした概念図であり、運用の成果を保証するものではありません。本戦略がその目的を達成できる保証はなく、損失が生じることもあります。

3．市場環境等の変化に応じた柔軟な見直し

市場環境等の変化に応じて、投資対象・戦略の入れ替えを行います。



上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的とした概念図であり、運用の成果を保証するものではありません。ポートフォリオの内容は、市場の動向等を勘案して適宜変更されます。

< ファンドの運用 >

本ファンドの実質的な運用は、G S A Mニューヨークを拠点としたマルチ・アセット・ソリューションズ（M A S）が行います。

なお、G S A Mニューヨークのほか、G S A MロンドンおよびG S A Mシンガポールにも組入れ投資信託証券および為替の運用指図に関する権限を委託します。

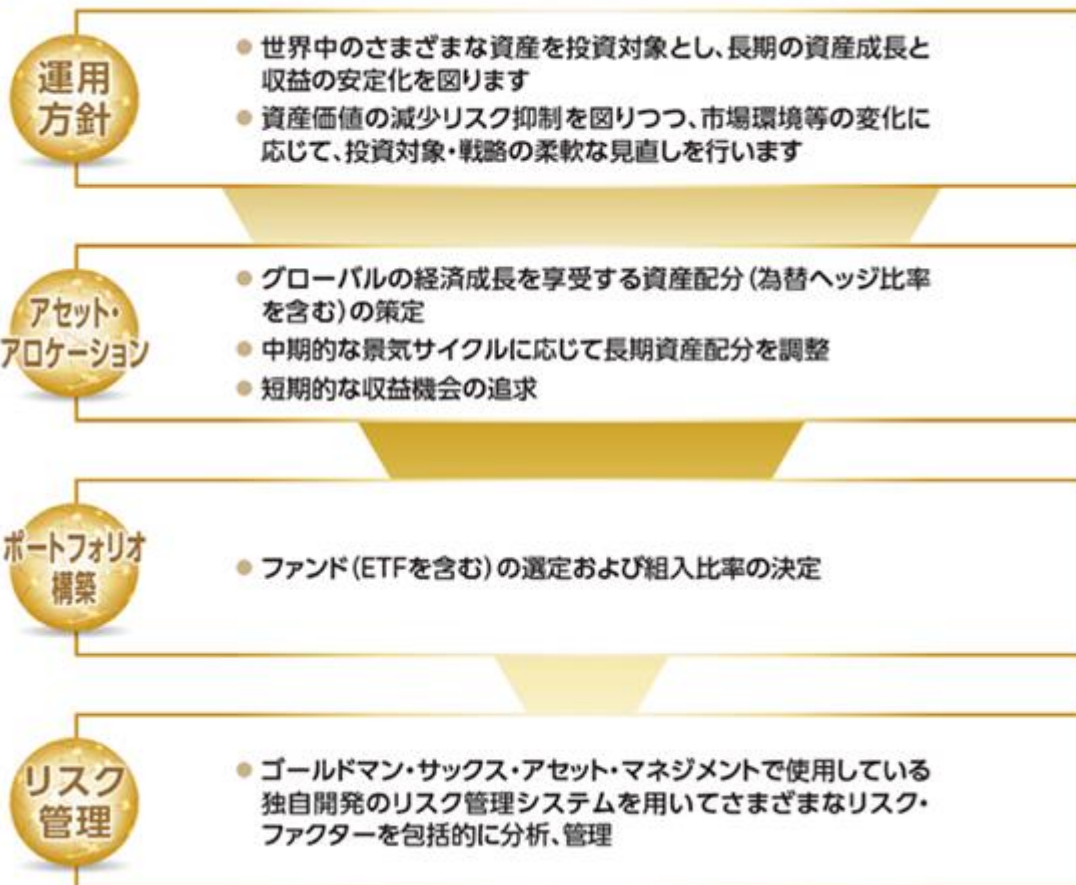
マルチ・アセット運用チーム
マルチ・アセット・ソリューションズ（M A S）

2024年12月末現在

グローバル・リソースと専門知識を活用したマルチ・アセットクラス運用

運用経験豊富なシニア・メンバーと博士号、C F A、M B Aなどの資格保有者やアクチュアリーの実験を積んだストラテジストで構成される300名超のチーム体制

運用プロセス



市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

上記のリスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

上記運用プロセスがその目的を達成する保証はありません。また、上記の運用体制および運用プロセスは変更される場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2015年4月21日 本ファンドおよびマザーファンドの信託設定日であり、同日より運用を開始しました。

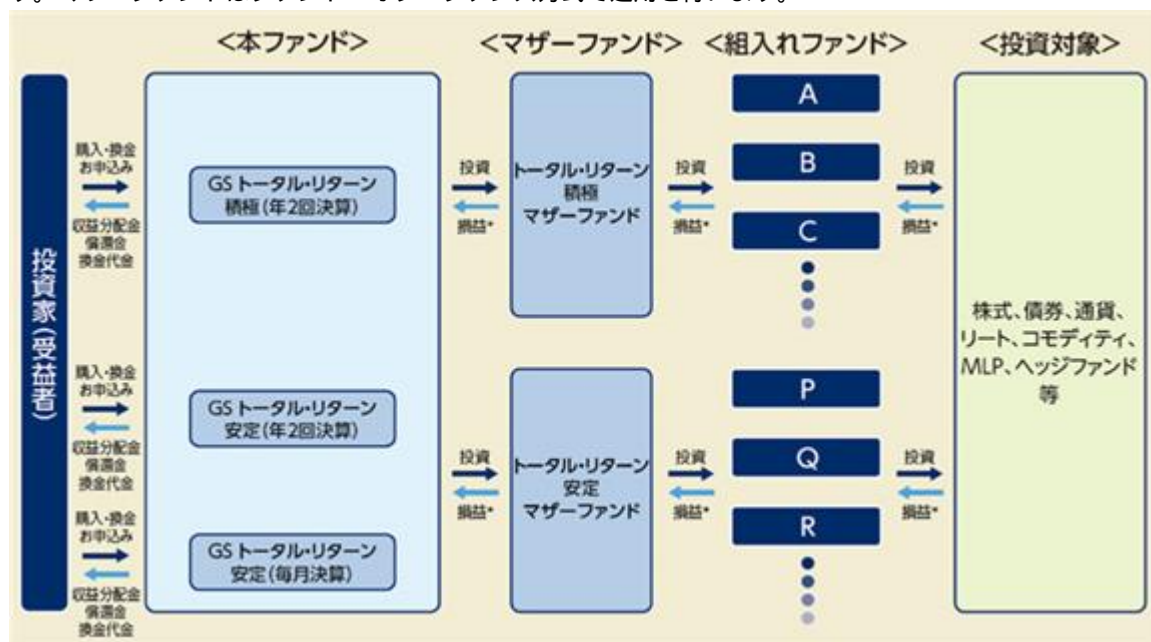
2018年5月19日 信託約款を変更し、本ファンドおよびマザーファンドの名称を以下のとおり変更しました。

変更後	変更前
GSトータル・リターン 積極（年2回決算）	GS年金型投資戦略ファンド 積極プラン（年2回決算）
GSトータル・リターン 安定（年2回決算）	GS年金型投資戦略ファンド 安定プラン（年2回決算）
GSトータル・リターン 安定（毎月決算）	GS年金型投資戦略ファンド 安定プラン（毎月決算）
トータル・リターン積極マザーファンド	年金型投資戦略ファンド・積極マザーファンド
トータル・リターン安定マザーファンド	年金型投資戦略ファンド・安定マザーファンド

（３）【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。マザーファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



マザーファンドが組入れる各投資信託証券（以下「組入れファンド」または「組入れ投資信託証券」ということがあります。）への投資比率は、資金動向および収益性等を総合的に勘案して決定するものとします。各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

組入れ投資信託証券は適宜見直しされ、これまで投資を行っていた投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加されることがあります。詳しくは、後記「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 (e) マザーファンドにおける投資対象 投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2. ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドおよびマザーファンドにおいては、委託会社は投資信託証券および為替の運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 投資顧問会社

- (a) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
- (b) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
- (c) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より投資信託証券および為替の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

c. 受託会社（株式会社りそな銀行（以下「受託銀行」といいます。））

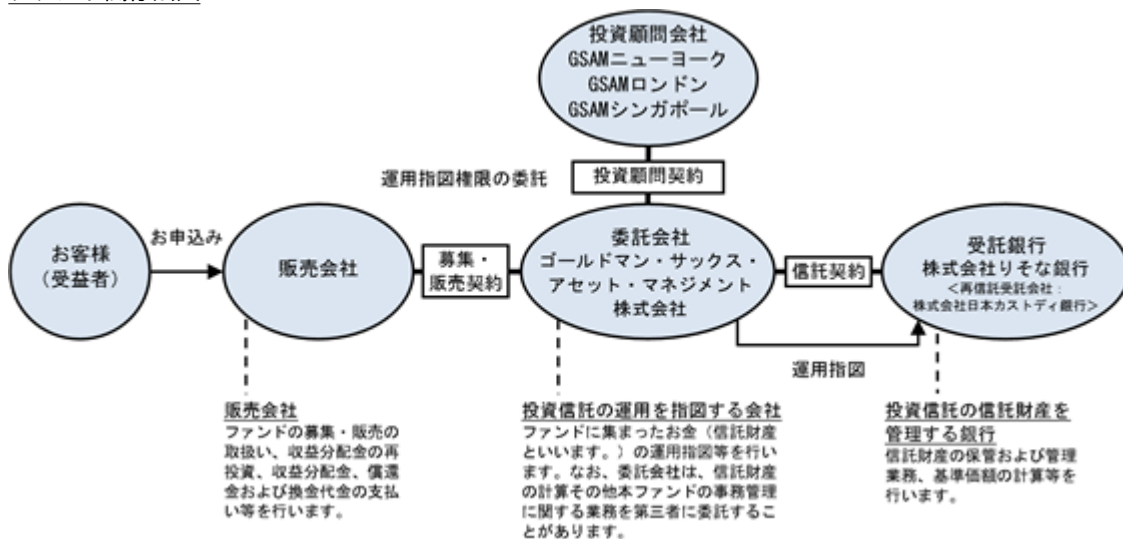
本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



<ご参考> ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2025年6月末現在、グループ全体で3兆623億米ドル（約443兆円^{*}）の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2025年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝144.81円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に変更

2023年7月1日 NNインベストメント・パートナーズ株式会社と合併

c. 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ウェスト・ストリート 200番地	6,400	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

<積極（年2回決算）>

信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

<安定（年2回決算）および安定（毎月決算）>

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

積極（年2回決算）は積極マザーファンドの受益証券を、安定（年2回決算）および安定（毎月決算）は安定マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、原則として、その組入れ比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げられる場合もあります。）。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

c. マザーファンドの運用方針

<積極マザーファンド>

グローバルの経済成長を収益の源泉とし、日本を含む世界の株式、債券、通貨、不動産投資信託（REIT）、コモディティ、マスター・リミテッド・パートナーシップ（MLP）およびヘッジファンドを含むオルタナティブ資産等のさまざまな資産および投資手法を活用する投資信託証券に分散投資を行い、積極的に資産価値の向上をめざします。ただし、上記すべての資産に投資するとは限りません。

<安定マザーファンド>

グローバルの経済成長を収益の源泉とし、日本を含む世界の株式、債券、通貨、不動産投資信託（REIT）、コモディティ、マスター・リミテッド・パートナーシップ（MLP）およびヘッジファンドを含むオルタナティブ資産等のさまざまな資産および投資手法を活用する投資信託証券に分散投資を行い、資産の安定性に配慮しながら資産価値の向上をめざします。ただし、上記すべての資産に投資するとは限りません。

資産配分は、ポートフォリオおよび各資産の変動率ならびに流動性、資金動向および市況動向等を勘案して柔軟に変更します。

市場の下落に備え、資産価値の減少リスクを抑制することをめざします。

外貨建資産については、投資判断により対円での為替ヘッジを行うことがあります。

投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）

または上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。以下同じ。）の中から、資金動向および収益性等を総合的に勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行うことを基本とします。なお、すべての指定投資信託証券に投資するとは限りません。

指定投資信託証券は適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (GSAMニューヨーク)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	投資信託証券および 為替の運用	別に定める取り決めに 基づく金額が委託会社 から原則として毎月支 払われるものとし、信 託財産からの直接的な 支払いはいりません。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (GSAMロンドン)	英国ロンドン市		
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピー ティーイー・リミテッド (GSAMシンガポール)	シンガポール		

マザーファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたっては本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる投資信託証券（指定投資信託証券および上場投資信託証券）を投資対象とします。

詳しくは、後記「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 (e) マザーファンドにおける投資対象 投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

(2) 【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第17条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。）
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第17条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1.ないし4.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(e) マザーファンドにおける投資対象

マザーファンドにおける投資対象は、指定投資信託証券および上場投資信託証券のほか、ベビーファンドと実質的に同一の投資対象です。

1. 指定投資信託証券

指定投資信託証券は適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。なお、すべての指定投資信託証券に投資するとは限りません。

2. 上場投資信託証券

上場投資信託証券は、主に日本を含む世界の株式、債券、通貨、不動産投資信託（REIT）、コモディティ、マスター・リミテッド・パートナーシップ（MLP）を主要投資対象とする上場投資信託証券の中から、資金動向および収益性等を総合的に勘案して選択します。なお、常に上場投資信託証券に投資するとは限りません。

指定投資信託証券の詳細については、以下の「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。上場投資信託証券については、委託会社のホームページ（www.gsam.co.jp）に掲載の月次レポートをご覧ください。

投資対象とする投資信託証券の概要

		ファンド名	主な投資対象 ----- 運用の基本方針
株 式	1	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・エク イティ・パートナーズ ESG ポートフォリオ	日本を含む世界の株式および株式関連証券 のうち運用者が定めるESG（環境・社会・ ガバナンス）基準を満たす企業の株式等 ----- 銘柄評価においてESG要素を考慮し、アク ティブ運用により、信託財産の長期的な成 長をめざします。
	2	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル CORE エクイティ・ポートフォリオ	日本を含む世界の株式および株式関連証券 ----- 計量運用により、長期的な投資元本の成長 をめざします。
	3	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・ス モール・キャップ CORE エクイティ・ポート フォリオ	日本を含む世界の小型株式および株式関連 証券 ----- 計量運用により、長期的な投資元本の成長 をめざします。
	4	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・エマージング・ マーケット・エクイティ・ポートフォリオ	エマージング諸国の株式および株式関連証 券 ----- アクティブ運用により、信託財産の長期的 な成長をめざします。
	5	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・エマージング・ マーケット CORE エクイティ・ポートフォリオ	エマージング諸国の株式および株式関連証 券 ----- 計量運用により、長期的な投資元本の成長 をめざします。
	6	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・ジャパン・エク イティ・ポートフォリオ	日本の株式および株式関連証券 ----- アクティブ運用により、信託財産の長期的 な成長をめざします。

	7	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス US エクイティ ESG ポートフォリオ	米国の株式および株式関連証券のうち運用者が定めるESG（環境・社会・ガバナンス）基準を満たす企業の株式等 ----- 銘柄評価においてESG要素を考慮し、アクティブ運用により、信託財産の長期的な成長をめざします。
	8	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス US CORE エクイティ・ポートフォリオ	米国の株式および株式関連証券 ----- 計量運用により、長期的な投資元本の成長をめざします。
	9	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・ヨーロッパCOREエクイティ	欧州の株式および株式関連証券 ----- 計量運用により、長期的な投資元本の成長をめざします。
	10	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ - ゴールドマン・サックス・ヨーロッパ・エクイティ	欧州の株式および株式関連証券 ----- アクティブ運用により中長期的にベンチマークであるMSCIヨーロッパ・インデックスを上回る運用成果をめざします。
	11	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・フューチャー・ジェネレーションズ・エクイティ・ポートフォリオ	若い世代の消費パターンから恩恵を受けると思われる日本を含む世界の株式および株式関連証券 ----- アクティブ運用により、信託財産の長期的な成長をめざします。
	12	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・エンバイロメンタル・インパクト・エクイティ・ポートフォリオ	環境問題の解決に関連する主要なテーマに沿うと考えられ、かつサステナブル投資と判断される日本を含む世界の株式および株式関連証券 ----- アクティブ運用により、環境へのポジティブかつ測定可能なインパクトの創出、ならびに、信託財産の長期的な成長をめざします。
	13	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・フューチャー・ヘルスケア・エクイティ・ポートフォリオ	ヘルスケアセクターの発展により恩恵を受けると運用者が考える日本を含む世界の株式および株式関連証券 ----- アクティブ運用により、信託財産の長期的な成長をめざします。
	14	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・フューチャー・テクノロジー・リーダーズ・エクイティ・ポートフォリオ	テクノロジーの発展により恩恵を受け、将来のリーダーになると期待されると運用者が考える日本を含む世界の株式および株式関連証券 ----- アクティブ運用により、信託財産の長期的な成長をめざします。
債券	15	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・フィックス・インカム・ポートフォリオ（為替ヘッジあり）	日本を含む世界の投資適格債券 ----- 収入（インカム・ゲイン）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなるトータル・リターンを獲得することをめざします。（ ）

16	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・フィックスド・インカム・ポートフォリオ	日本を含む世界の投資適格債券 ----- 収入(インカム・ゲイン)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなるトータル・リターンを獲得することをめざします。()
17	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・フィックスド・インカム・プラス・ポートフォリオ(為替ヘッジあり)	日本および新興国を含む世界の政府および政府機関が発行する債券、社債(ハイ・イールド債券を含みます。)、モーゲージ証券、アセットバック証券および通貨等 ----- 収入(インカム・ゲイン)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなるトータル・リターンを獲得することをめざします。なお、本戦略は、為替ヘッジとは別に、収益の向上をめざして多通貨運用戦略を行います。()
18	ケイマン籍外国投資信託 ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・インベストメント・トラスト - コクサイ・フィックスド・インカム・ファンド A	日本を除く世界の投資適格債券 ----- 日本を除く世界の投資適格債券への投資およびアクティブ通貨運用を通じて安定してベンチマークであるFTSE世界国債インデックス(除く日本および中国)円建て円ヘッジありを上回る運用成果をめざします。
19	ケイマン籍外国投資信託 ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・インベストメント・トラスト - コクサイ・フィックスド・インカム・ファンド B	日本を除く世界の投資適格債券 ----- 日本を除く世界の投資適格債券への投資およびアクティブ通貨運用を通じて安定してベンチマークであるFTSE世界国債インデックス(除く日本)円建て円ヘッジなしを上回る運用成果をめざします。
20	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・クレジット・ポートフォリオ(為替ヘッジあり)	日本を含む世界の投資適格社債 ----- 収入(インカム・ゲイン)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなるトータル・リターンを獲得することをめざします。()
21	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ	北米およびヨーロッパの企業が発行する、投資適格未満の有価証券 ----- 収入(インカム・ゲイン)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなるトータル・リターンを獲得することをめざします。()
22	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ポートフォリオ	エマージング諸国の米ドル建て債券 ----- 収入(インカム・ゲイン)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなるトータル・リターンを獲得することをめざします。()
23	ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ	エマージング諸国の現地通貨建て債券 ----- 収入(インカム・ゲイン)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなるトータル・リターンを獲得することをめざします。()

	<p>24 ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・ダイ ナミック・ボンド・プラス・ポートフォリオ</p>	<p>日本および新興国を含む世界の政府および 政府機関が発行する債券、社債（ハイ・ イールド債券を含みます。）、モーゲージ 証券、アセットバック証券および通貨等 ----- 市場環境に応じて機動的に資産配分を行 い、利息収入（インカム・ゲイン）と資産 価値増加（キャピタル・ゲイン）からなる トータル・リターンを獲得することをめざ します。（ ）</p>
そ の 他	<p>25 ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ルクス・インベ ストメント・ファンズ - カスタム・オルタナティブ・リスク・プレミ ア・ポートフォリオ（Lux）</p>	<p>株式、債券、社債、通貨、コモディティ等 への直接およびデリバティブ等を用いた間 接投資 ----- 複数のオルタナティブ・リスク・プレミア 戦略への分散投資を通して伝統的資産クラ スとのベータの低い絶対リターンをめざし ます。</p>
	<p>26 ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・アブソリュート・ リターン・トラッカー・ポートフォリオ</p>	<p>日本および新興国を含む世界の株式、商品 先物等、債券、社債、クレジット（ハイ・ イールド債券を含みます。） ----- 広範な資産クラスからなる複数のヘッジ ファンドから構成されるポートフォリオの リターンの特徴に概ね連動した運用をめざ します。</p>
	<p>27 ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・オルタナティブ・ トレンド・ポートフォリオ</p>	<p>金利、国債、株式、コモディティ、通貨セ クター等 ----- トレンド・ストラテジーを用いる複数の ヘッジファンドから構成されるポートフォ リオのリターンの特徴に概ね連動した運用 をめざします。</p>
	<p>28 ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・スト ラテジック・マクロ・ボンド・ポートフォリオ</p>	<p>日本を含む世界の政府および政府機関が発 行する債券、モーゲージ証券、アセット バック証券、通貨およびデリバティブ等 ----- 市場環境に応じて機動的に投資戦略に資産 配分を行い、主に資産価値増加（キャピタ ル・ゲイン）からなるトータル・リターン を獲得することをめざします。（ ）</p>
	<p>29 ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・リア ル・エステート・エクイティ・ポートフォリオ</p>	<p>日本を含む世界の不動産業界企業の株式お よび株式関連証券 ----- 収入（インカム・ゲイン）と資産価値増加 （キャピタル・ゲイン）からなるトータ ル・リターンを獲得することをめざしま します。</p>
	<p>30 ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・イン フラストラクチャー・エクイティ・ポートフォ リオ</p>	<p>日本を含む世界のインフラストラクチャー 関連企業の株式および株式関連証券 ----- 収入（インカム・ゲイン）と資産価値増加 （キャピタル・ゲイン）からなるトータ ル・リターンを獲得することをめざしま します。</p>

31	アイルランド籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー - グローバル・エクイティ・ボラティリティ・ファンド	日本を含む世界の株式および株式オプション、デリバティブ等 アクティブ運用により長期的に世界の株式市場全体の変動の影響を半分程度に抑えた独自のベンチマークを上回る運用成果をめざします。
32	アイルランド籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$ リキッド・リザーブズ・ファンド	米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券 元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。

() ただし、運用にあたっては、運用者が定めるESG(環境・社会・ガバナンス)基準を通じて環境的・社会的な特性を推進するものとします。

(注1) 主に、米ドル建て、ユーロ建て、ポンド建ての証券に投資することを予定していますが、これら通貨に限定するものではありません。

(注2) 上記投資信託証券のデュレーションヘッジを行うクラスに投資することがあります。

(注3) 上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容および分類が変更される場合があります。

ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. 共通事項	
運用報酬等	運用報酬 : なし 申込手数料 : なし 解約手数料 : なし 信託財産留保 : なし その他の費用 : 管理報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。)が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ビー・ブイ
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(香港)リミテッド ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 副投資顧問会社は、サブ・ファンドにより異なります。また、今後、追加・変更される場合があります。

(注) 上記投資信託証券については、一部を除き、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われる場合があります。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることとなります。

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ 共通事項	
運用報酬等	運用報酬 : なし 申込手数料 : なし 解約手数料 : なし 信託財産留保 : なし その他の費用 : 管理報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ビー・ブイ
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（香港）リミテッド ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 副投資顧問会社は、サブ・ファンドにより異なります。また、今後、追加・変更される場合があります。

（注）上記投資信託証券については、一部を除き、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われる場合があります。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることとなります。

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ルックス・インベストメント・ファンズ 共通事項	
運用報酬等	運用報酬 : なし 申込手数料 : なし 解約手数料 : なし 信託財産留保額 : なし その他の費用 : 管理報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ビー・ブイ
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー 副投資顧問会社は、サブ・ファンドにより異なります。また、今後、追加・変更される場合があります。

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

ケイマン籍外国投資信託 ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・インベストメント・トラスト 共通事項	
運用報酬等	運用報酬 : なし 申込手数料 : なし 解約手数料 : なし 信託財産留保額 : なし その他の費用 : 受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

（注）上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われる場合があります。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることとなります。

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

ケイマン籍外国投資信託 ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト 共通事項	
運用報酬等	運用報酬 : なし 申込手数料 : なし 解約手数料 : なし 信託財産留保額 : なし その他の費用 : 受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル 副投資顧問会社は、サブ・ファンドにより異なります。また、今後、追加・変更される場合があります。

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

アイルランド籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー 共通事項	
運用報酬等	運用報酬 : なし 申込手数料 : なし 解約手数料 : なし 信託財産留保額 : なし その他の費用 : 管理報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー 副投資顧問会社は、サブ・ファンドにより異なります。また、今後、追加・変更される場合があります。

（注）上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われる場合があります。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることとなります。

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

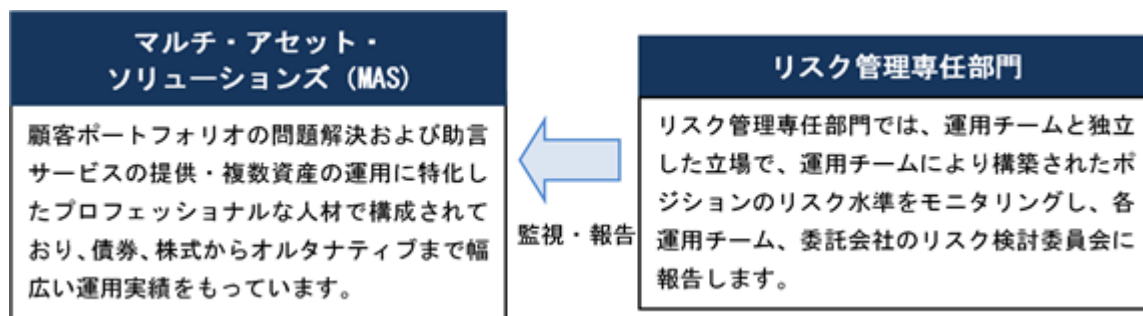
アイルランド籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$ リキッド・リザーブズ・ファンド	
運用報酬等	運用報酬 : なし 申込手数料 : なし 解約手数料 : なし（一定の条件下を除く） 信託財産留保額 : なし 管理報酬 / その他費用等 : 管理事務代行、保管、登録・名義書換事務代行、受益者サービス等に係る報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、名義書換事務代行費用、印刷費用等）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

（３）【運用体制】

a．組織

本ファンドの実質的な運用は、GSAMニューヨークを拠点としたマルチ・アセット・ソリューションズ（MAS）が行います。なお、GSAMニューヨークのほか、GSAMロンドンおよびGSAMシンガポールにも組入れ投資信託証券および為替の運用指図に関する権限を委託します。また、運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



（注１）リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b．運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続などに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c．内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

（４）【分配方針】

<積極（年２回決算）> <安定（年２回決算）>

年２回決算を行い、毎計算期末（毎年２月19日および８月19日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<安定（毎月決算）>

2015年８月19日以降、毎月決算を行い、毎計算期末（毎月19日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配のイメージ



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<各ファンド共通事項>

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては、分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後無手数料で全額自動的に再投資されます。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

<収益分配金に関わる留意点>

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

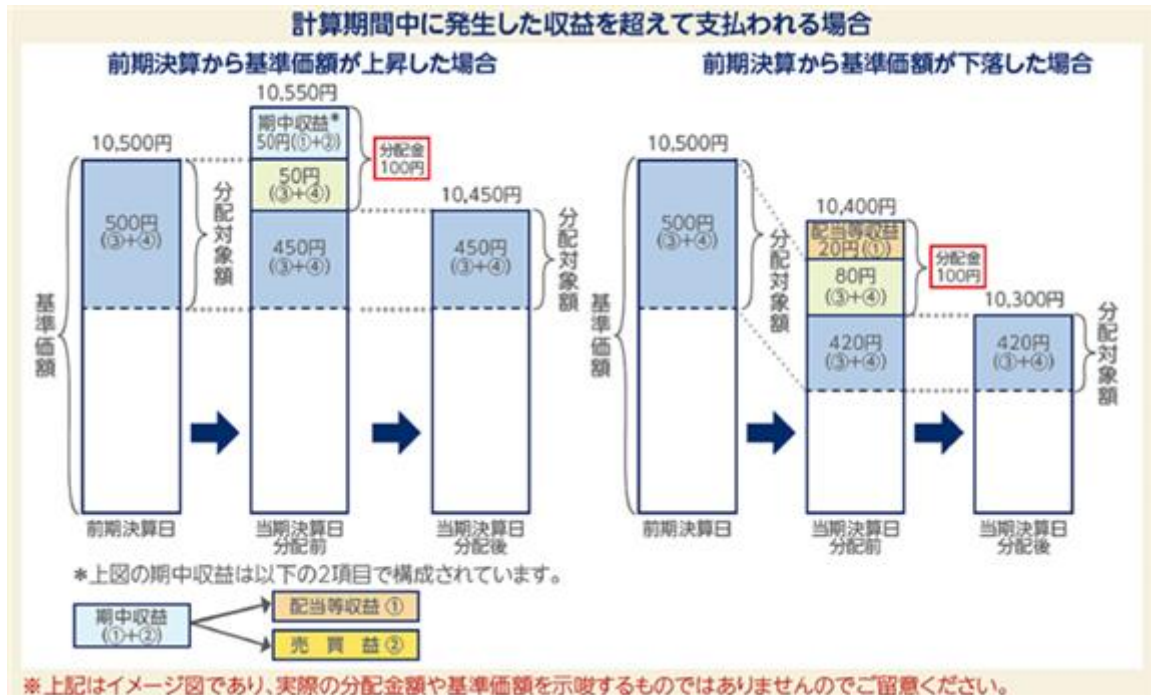
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、経費控除後の配当等収益 経費控除後の評価益を含む売買益 分配準備積立金（当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益） 収益調整金（信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分）です。



上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超過して支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりや、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金（特別分配金）として非課税の扱いになります。



普通分配金 : 個別元本（投資家のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

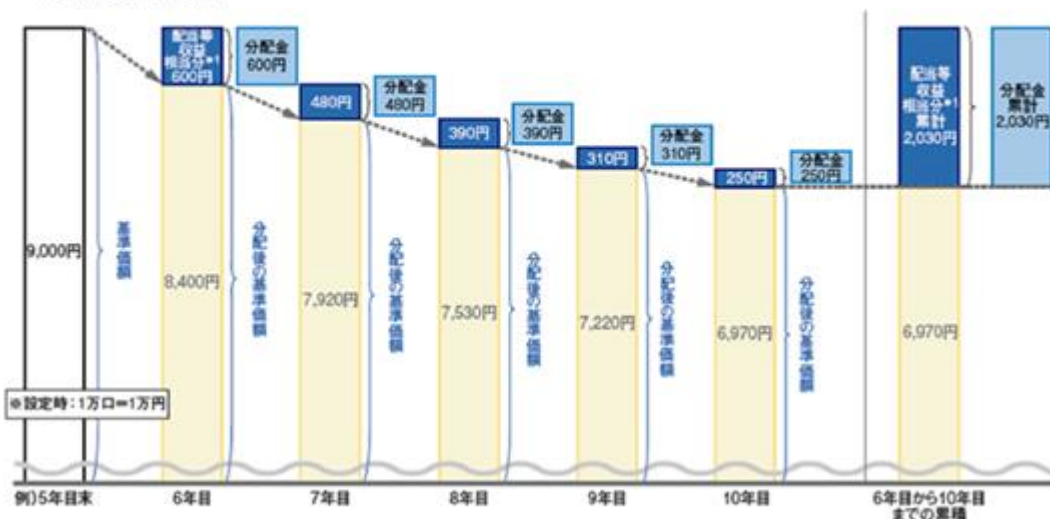
元本払戻金（特別分配金） : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

数年間にわたって基準価額が下落した場合

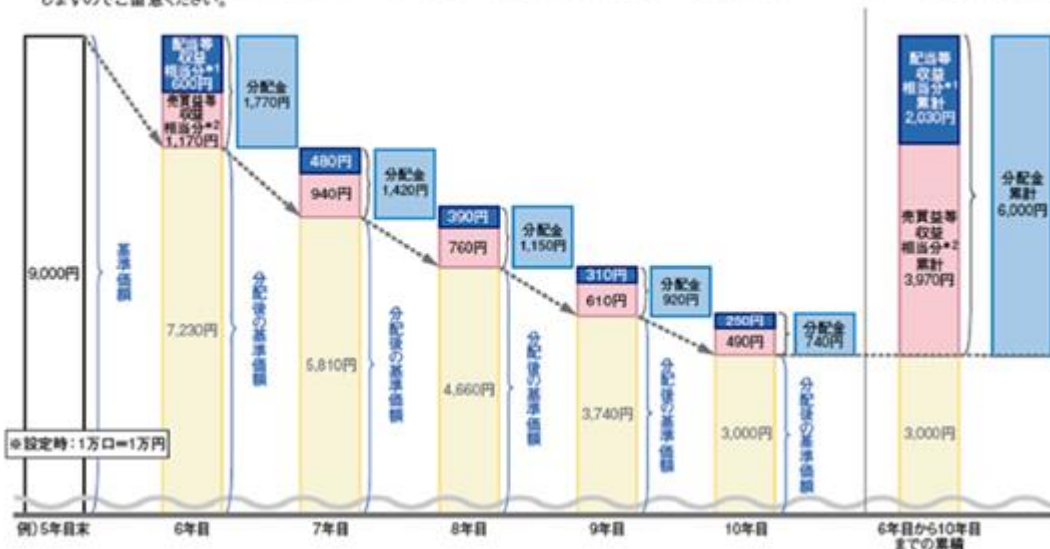
①配当等収益を中心に分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



②配当等収益に加え、売買益(評価益を含みます。)も分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



*1 配当等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち配当等収益を含む場合があります。

*2 売買益等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。

(注)上図はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分(配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円)の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円(3,000円+3,970円)になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
 2. 株式（投資信託証券を除きます。）への直接投資は行いません。
 3. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 4. 投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
 5. 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
 6. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 7. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- * 「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第22条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

2. 外国為替予約の運用指図（信託約款第23条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

3. 資金の借入れ（信託約款第29条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご注意ください。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンド（文脈により、組入れる投資信託証券を含む場合、あるいはこれらのみを指す場合があります。）は、株式、債券、通貨、不動産投資信託(REIT)、コモディティ、マスター・リミテッド・パートナーシップ（MLP）およびヘッジファンドを含むオルタナティブ資産等の値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものがあげられます。

1．株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

2．債券投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等（これを債務不履行といいます。）の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。債券の格付けは、トリプルB格以上が投資適格格付け、ダブルB格以下が投機的格付けとされています。投資適格格付けと投機的格付けにおいては、債務不履行率に大きな格差が見られます。

3．新興国への投資に伴うリスク

新興国への投資には、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が少ないことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。

4．ハイ・イールド債券投資リスク

一般にハイ・イールド債券は投資適格債券と比較して、債券発行体の業績や財務内容などの変化（格付けの変更や市場での評判等を含みます。）により、債券価格が大きく変動することがあります。特に信用状況が大きく悪化するような場合には、短期間で債券価格が大きく下落することがあります。また、ハイ・イールド債券は投資適格債券と比較して、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

5．リート投資リスク

一般にリートの市場価格は、リートに組入れられる個々の不動産等の価値や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。リートは、その収益の大部分を賃料収入が占めており、景気動向や不動産の需給の影響により、賃料や稼働率の低下あるいはテナントの債務不履行・倒産等によって賃料収入が低下し、収益性が悪化することがあります。収益性の悪化がリートの市場価格の下落をもたらすことや、本ファンドが受領するリートからの配当金が減少することもあります。リートへの投資リスクとしては、その他に信用リスクや金利リスクなどが挙げられます。

6．ヘッジファンド等への投資に伴うリスク

本ファンドは、ヘッジファンド等のオルタナティブ資産に投資することがあります。ヘッジファンド等は、デリバティブ取引を含むさまざまな投資手法を用いて、ファンドの純資産規模に対して大きな取引および建玉（買いまたは売りの両方を含みます。）を発生させることがあります。このような場合、市場価格の変動以上に損失が拡大し、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性があります。

7. コモディティ投資リスク

コモディティ投資においては、さまざまな商品先物市場の変動の影響を受けます。個々の商品先物の価格は、商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等のさまざまな要因に基づき変動します。

8. 為替変動リスク

本ファンドは、投資判断により対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります（ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利の方が低い場合、この金利差分収益が低下します。）。為替ヘッジを行わない場合は、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。なお、本ファンドは、為替ヘッジとは別に、収益の向上をめざして多通貨運用戦略を行う投資信託証券に投資することがあります。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

9. MLP投資リスク

MLP^{*}の価格は、大規模な設備投資等を行うため、MLPの事業を取り巻く環境や資金調達動向、金利変動等の影響を受けて変動します。ファンドが組み入れるMLPの価格の下落やMLPに関連する法律・税制等の変更により、本ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

^{*}MLP、MLP持分を所有する会社、ETF、ETN等を含みます。

10. 本戦略に伴うリスク

本ファンドは、市場環境等の変化に応じて柔軟に資産配分を変更し、リスク抑制のため、値動きの特徴が異なる投資対象を効果的に組み合わせることをめざしますが、市場の混乱や急激な変動、経済危機等により、市場参加者がリスク回避傾向を強めた場合等において、多数の資産が同時かつ急激に下落する局面では、本ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

11. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

12. デリバティブ取引に関するリスク

本ファンドは、投資対象とする投資信託証券において一定のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等さまざまなリスクが伴います。これらの運用手法は、投資収益を上げる目的で積極的に用いますが、実際の価格変動が委託会社または投資顧問会社および投資対象とする投資信託証券の投資顧問会社の見通しと異なった場合には、本ファンドが大きな損失を被るリスクを伴います。

13. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

(b) 基準価額に関わる留意点

ファンド・オブ・ファンズであるマザーファンドの基準価額は、主として組入れる投資信託証券の純資産価格および外貨建投資信託に投資する場合は為替レートの影響を反映します。したがって、マザーファンドの基準価額は必ずしも投資対象市場の動向のみを直接に反映するものではなく、組入れ投資信託証券における運用の結果を反映します。また、マザーファンドの基準価額は、組入れ投資信託証券が採用する組入資産の評価時点の市場価格を間接的に反映するため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは、異なる動きをすることがあります。

(c) 流動性リスクに関わる留意点

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性もあります。なお、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(e) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドそれぞれについて、信託財産の純資産総額が100億円を下回ることとなった場合等には、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、各信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(f) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国国内歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

< 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について >

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する（i）2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、（ii）2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および（iii）2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い（またはその一部）は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国人（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
2. FATCAを遵守していない受益者の情報（まとめて）、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受けられる可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(g) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(h) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

（注1）リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2）上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

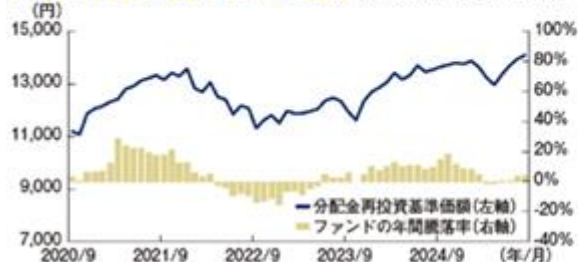
(3) 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

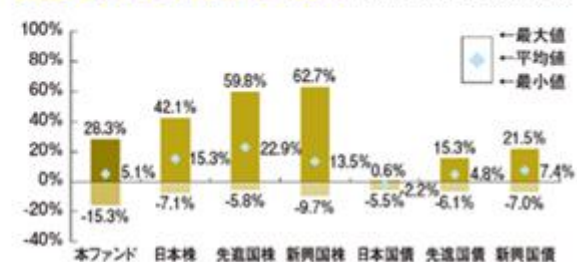
積極(年2回決算)

本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

期間：2020年9月～2025年8月

本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

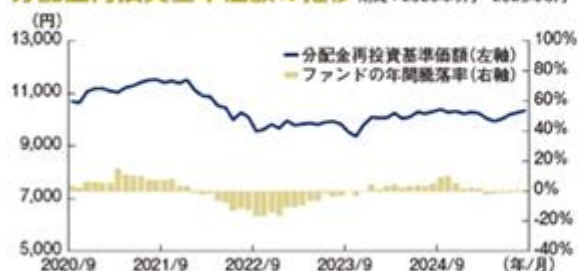
期間：2020年9月～2025年8月



安定(年2回決算)

本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

期間：2020年9月～2025年8月

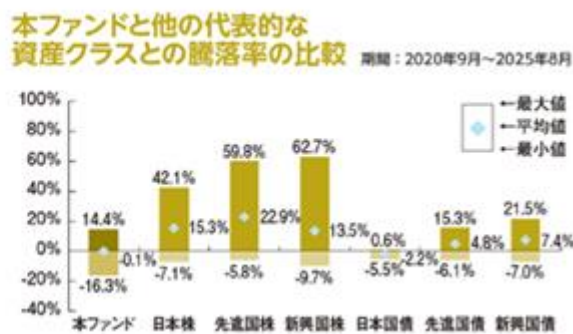
本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

期間：2020年9月～2025年8月





年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。



グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

東証株価指数（TOPIX）の指数値および東証株価指数（TOPIX）に係る標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社の知的財産です。MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関するその他すべての者（以下総称して「MSCI当事者」といいます。）は、MSCIの情報について一切の保証（独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません）を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害（逸失利益を含みます。）およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

(a) 3.3%（税抜3%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに申込みに関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

(b) スイッチング（乗換え）については、販売会社にお問い合わせください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金（解約）されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。詳しくは、後記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(c) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.5675%（税抜1.425%）を乗じて得た額とし、支払先の配分および役務の内容は以下のとおりです。販売会社間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	役務の内容	配 分
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等	年率0.77% (税抜0.7%)
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務等	年率0.77% (税抜0.7%)
受託銀行	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行等	年率0.0275% (税抜0.025%)

委託会社の報酬には投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

本ファンドの実質的な投資対象である指定投資信託証券において運用報酬はかかりません。委託会社から各指定投資信託証券の運用会社に対し、その実質的な運用に対する対価として別途報酬が支払われます。

本ファンドは上場投資信託証券（ETF）に投資することがあります。ETFにおいては報酬等が別途かかりますが、ETFは市場の需給により価格形成されるため、その額等を表示することができません。なお、常にETFに投資するとは限りません。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払を信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.1%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。また、このほかに、組入れる投資信託証券においても、組入れ投資信託証券の運用報酬（ある場合）のほか、信託事務の処理等に要する諸費用、株式等の売買手数料等取引に関する費用、信託財産に関する租税等が支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 20.315% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 20.315% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 20.315% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入る有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が軽減される場合があります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

また、確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。本ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象ではありません。

< 個別元本について >

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「収益分配金の課税について」をご覧ください。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

< 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限りま

す。)および譲渡所得等ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%(所得税15.315%)

(参考情報)ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
積極(年2回決算)	1.86%	1.57%	0.29%
安定(年2回決算)	1.89%	1.57%	0.32%
安定(毎月決算)	1.89%	1.57%	0.32%

- 対象期間は2025年2月20日～2025年8月19日です。
- 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料、および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- その他費用には、投資先ファンド(本ファンドが実質的に相入れている投資信託証券)にかかる費用が含まれています。
- 投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。
- 本ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。
- 詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

<GS トータル・リターン 積極（年2回決算）>

(2025年8月29日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,664,813,883	100.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		763,171	0.05
合計(純資産総額)		1,664,050,712	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<GS トータル・リターン 安定（年2回決算）>

(2025年8月29日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	811,640,961	100.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		372,169	0.05
合計(純資産総額)		811,268,792	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<GS トータル・リターン 安定（毎月決算）>

(2025年8月29日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	680,194,518	100.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		312,700	0.05
合計(純資産総額)		679,881,818	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<トータル・リターン 積極マザーファンド>

(2025年8月29日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	684,620,141	41.12
	ドイツ	10,262,513	0.62
	アイルランド	20,391,098	1.22
	小計	715,273,752	42.96
投資証券	ルクセンブルク	892,335,439	53.60
	アイルランド	1,722,674	0.10
	小計	894,058,113	53.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	55,520,870	3.34
合計(純資産総額)	-	1,664,852,735	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<トータル・リターン 安定マザーファンド>

(2025年8月29日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	331,207,309	22.20
	ドイツ	6,998,470	0.47
	アイルランド	14,072,754	0.94
	小計	352,278,533	23.61
投資証券	ルクセンブルク	1,097,951,767	73.60
	アイルランド	1,752,153	0.12
	小計	1,099,703,920	73.72
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	39,841,103	2.67
合計(純資産総額)	-	1,491,823,556	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<GS トータル・リターン 積極（年2回決算）>

(2025年8月29日現在)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	トータル・リターン 積極マ ザーファンド	1,000,609,378	1.6574	1,658,410,011	1.6638	1,664,813,883	100.05

種類別及び業種別投資比率

(2025年8月29日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.05
合計	100.05

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<GS トータル・リターン 安定（年2回決算）>

(2025年8月29日現在)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	トータル・リターン 安定マ ザーファンド	663,159,540	1.2196	808,789,492	1.2239	811,640,961	100.05

種類別及び業種別投資比率

(2025年8月29日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.05
合計	100.05

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<GS トータル・リターン 安定（毎月決算）>

(2025年8月29日現在)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	トータル・リターン 安定マ ザーファンド	555,759,881	1.2195	677,749,227	1.2239	680,194,518	100.05

種類別及び業種別投資比率

(2025年8月29日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.05
合計	100.05

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<トータル・リターン 積極マザーファンド>

(2025年8月29日現在)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資 信託 受益 証券	VANGUARD S&P 500 ETF	3,090	86,882.61	268,467,269	87,640.71	270,809,820	16.27
2	ルクセン ブルク	投資 証券	ゴールドマン・ サックス・ファン ズ S . I . C . A . V . - ゴール ドマン・サック ス・グローバル C O R E エクイ ティ・ポートフォ リオ IOアキュ ムレーション・ス ナップ・シェアク ラス	56,315.092	4,338.54	244,325,707	4,379.68	246,642,375	14.81
3	ルクセン ブルク	投資 証券	ゴールドマン・ サックス・ファン ズ S . I . C . A . V . - ゴール ドマン・サック ス・グローバル・ フィックス・イン カム・ポート フォリオ（為替 ヘッジあり） I X O シェアクラ ス	340,664.313	690.52	235,236,884	693.46	236,237,891	14.19
4	アメリカ	投資 信託 受益 証券	ISHARES 7-10 YEAR TREASURY B	9,374	13,977.96	131,029,479	14,138.11	132,530,658	7.96
5	ルクセン ブルク	投資 証券	ゴールドマン・ サックス・ファン ズ S . I . C . A . V . - ゴール ドマン・サック ス・グローバル・ エクイティ・パー トナズ E S G ポートフォリオ IOアキュムレー ション・シェアク ラス	31,607.405	3,742.05	118,276,564	3,744.99	118,369,440	7.11
6	アメリカ	投資 信託 受益 証券	VANGUARD LONG- TERM TREASURY	13,108	8,083.09	105,953,241	8,180.50	107,230,067	6.44
7	アメリカ	投資 信託 受益 証券	XTRACKERS MSCI EAFE HEDGED E	15,791	6,742.15	106,465,430	6,714.24	106,024,627	6.37
8	ルクセン ブルク	投資 証券	ゴールドマン・ サックス・ファン ズ S . I . C . A . V . - ゴール ドマン・サック ス・エマージン グ・マーケット・ デット・ポート フォリオ IOア キュムレーショ ン・シェアクラ ス	20,875.141	3,906.60	81,550,883	3,913.94	81,704,232	4.91

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
9	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・クレジット・ポートフォリオ(為替ヘッジあり) IOアキュムレーション・シェアクラス	23,257.879	2,395.18	55,707,007	2,403.61	55,902,898	3.36
10	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・フューチャー・ジェネレーションズ・エクイティ・ポートフォリオ IOシェアクラス	21,299.143	2,147.97	45,749,928	2,142.09	45,624,757	2.74
11	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・スモール・キャップ CORE エクイティ・ポートフォリオ IOアキュムレーション・スナップ・シェアクラス	10,654.135	3,799.35	40,478,800	3,896.31	41,511,902	2.49
12	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GLOBAL INFRASTRUCTUR	2,787	8,925.39	24,875,062	8,904.82	24,817,737	1.49
13	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ IOアキュムレーション・シェアクラス	5,229.21	4,132.85	21,611,590	4,157.83	21,742,197	1.31
14	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR DOW JONES REIT ETF	1,209	14,070.52	17,011,269	14,634.70	17,693,354	1.06
15	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・エマーゲンゲ・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ IOアキュムレーション・シェアクラス	7,425.359	2,319.86	17,225,843	2,327.21	17,280,390	1.04
16	アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES CORE UK GILTS	8,258	1,938.05	16,004,495	1,945.99	16,070,054	0.97

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
17	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・オルタナティブ・トレンド・ポートフォリオ IOアキュムレーション・クラス (円ヘッジ)	14,332.944	1,046.4	14,997,992	1,049.46	15,041,851	0.90
18	ドイツ	投資信託受益証券	ISHR EUR 600 HEALTH CARE(DE)	484	17,811.29	8,620,669	18,038.64	8,730,703	0.52
19	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR DJ INTERNATIONAL REAL ETF	1,962	4,062.33	7,970,307	4,106.41	8,056,784	0.48
20	アメリカ	投資信託受益証券	HEALTH CARE SELECT SECTOR	384	19,964.95	7,666,544	20,044.29	7,697,009	0.46
21	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・エクイティ・ポートフォリオ IOアキュムレーション・シェアクラス	2,333.108	2,914.89	6,800,759	2,909.01	6,787,047	0.41
22	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES USTECHNOLOGY ETF	221	27,036.21	5,975,004	27,114.08	5,992,213	0.36
23	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット CORE エクイティ・ポートフォリオ IOSナップ・シェアクラス	2,861.44	1,933.46	5,532,500	1,918.77	5,490,459	0.33
24	アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES CORE MSCI EUROPE ACC	288	15,005.34	4,321,538	15,003.62	4,321,044	0.26
25	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI JAPAN ETF	206	11,797.67	2,430,321	11,649.28	2,399,753	0.14
26	アイルランド	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS \$リキッド・リザーブズ・ファンド Xアキュムレーション・クラス	0.935	1,840,208.55	1,720,595	1,842,432.08	1,722,674	0.10
27	ドイツ	投資信託受益証券	ISHARES MDAX UCITS DE EUR A	36	43,459.05	1,564,526	42,550.27	1,531,810	0.09
28	アメリカ	投資信託受益証券	ALERIAN MLP ETF	192	7,056.56	1,354,861	7,125.61	1,368,119	0.08

種類別及び業種別投資比率

(2025年8月29日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	42.96
投資証券	53.70
合計	96.67

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<トータル・リターン 安定マザーファンド>

（2025年8月29日現在）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・フィックス・インカム・ポートフォリオ(為替ヘッジあり) I X O シェアクラス	678,190.415	690.52	468,306,757	693.46	470,299,551	31.53
2	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・クレジット・ポートフォリオ(為替ヘッジあり) I X O シェアクラス	436,616.147	786.02	343,189,896	788.96	344,472,849	23.09
3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES 7-10 YEAR TREASURY B	8,508	13,977.96	118,924,559	14,138.11	120,287,054	8.06
4	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD S&P 500 ETF	1,124	86,882.61	97,656,055	87,640.71	98,508,167	6.60
5	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル C O R E エクイティ・ポートフォリオ I O アキュムレーション・スナップ・シェアクラス	21,114.562	4,338.54	91,606,531	4,379.68	92,475,134	6.20
6	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ポートフォリオ I O アキュムレーション・シェアクラス	11,101.174	3,906.60	43,367,877	3,913.94	43,449,426	2.91
7	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・エクイティ・パートナーズ E S G ポートフォリオ I O アキュムレーション・シェアクラス	10,873.47	3,742.05	40,689,094	3,744.99	40,721,045	2.73
8	アメリカ	投資信託受益証券	XTRACKERS MSCI EAFE HEDGED E	5,740	6,742.15	38,699,992	6,714.24	38,539,761	2.58
9	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD LONG-TERM TREASURY	4,256	8,082.06	34,397,287	8,180.50	34,816,232	2.33

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
10	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・オルタナティブ・トレンド・ポートフォリオ IOアキュムレーション・クラス (円ヘッジ)	29,055.844	1,046.4	30,404,035	1,049.46	30,492,946	2.04
11	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ IOアキュムレーション・シェアクラス	6,249.636	4,132.85	25,828,868	4,157.83	25,984,960	1.74
12	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・フューチャー・ジェネレーションズ・エクイティ・ポートフォリオ IOシェアクラス	7,562.95	2,147.97	16,244,992	2,142.09	16,200,547	1.09
13	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ IOアキュムレーション・シェアクラス	6,719.729	2,319.86	15,588,876	2,327.21	15,638,238	1.05
14	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GLOBAL INFRASTRUCTUR	1,430	8,925.38	12,763,307	8,904.82	12,733,894	0.85
15	アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES CORE UK GILTS	5,813	1,938.05	11,265,939	1,945.99	11,312,087	0.76
16	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・スモール・キャップ CORE エクイティ・ポートフォリオ IOアキュムレーション・スナップ・シェアクラス	2,552.457	3,799.35	9,697,680	3,896.31	9,945,184	0.67
17	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR DOW JONES REIT ETF	651	14,070.52	9,159,913	14,634.70	9,527,190	0.64

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
18	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット CORE エクイティ・ポートフォリオ IOSナック・シェアクラス	4,311.025	1,933.46	8,335,224	1,918.77	8,271,887	0.55
19	ドイツ	投資信託受益証券	ISHR EUR 600 HEALTH CARE(DE)	329	17,811.15	5,859,870	18,038.64	5,934,713	0.40
20	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR DJ INTERNATIONAL REAL ETF	1,300	4,062.33	5,281,039	4,106.41	5,338,338	0.36
21	アメリカ	投資信託受益証券	HEALTH CARE SELECT SECTOR	257	19,964.95	5,130,994	20,044.29	5,151,384	0.35
22	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES USTECHNOLOGY ETF	150	27,036.22	4,055,433	27,114.08	4,067,113	0.27
23	アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES CORE MSCI EUROPE ACC	184	15,005.33	2,760,982	15,003.62	2,760,667	0.19
24	アイルランド	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS \$リキッド・リザーブズ・ファンド X アキュムレーション・クラス	0.951	1,840,209.25	1,750,039	1,842,432.17	1,752,153	0.12
25	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI JAPAN ETF	112	11,797.67	1,321,340	11,649.28	1,304,720	0.09
26	ドイツ	投資信託受益証券	ISHARES MDAX UCITS DE EUR A	25	43,459.08	1,086,477	42,550.28	1,063,757	0.07
27	アメリカ	投資信託受益証券	ALERIAN MLP ETF	131	7,056.56	924,410	7,125.61	933,456	0.06

種類別及び業種別投資比率

(2025年8月29日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	23.61
投資証券	73.72
合計	97.33

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

< G S トータル・リターン 積極（年2回決算） >

（2025年8月29日現在）

該当事項はありません。

< G S トータル・リターン 安定（年2回決算） >

（2025年8月29日現在）

該当事項はありません。

< G S トータル・リターン 安定（毎月決算） >

（2025年8月29日現在）

該当事項はありません。

参考情報

< トータル・リターン 積極マザーファンド >

（2025年8月29日現在）

該当事項はありません。

< トータル・リターン 安定マザーファンド >

（2025年8月29日現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

< G S トータル・リターン 積極（年2回決算） >

（2025年8月29日現在）

該当事項はありません。

< G S トータル・リターン 安定（年2回決算） >

（2025年8月29日現在）

該当事項はありません。

< G S トータル・リターン 安定（毎月決算） >

（2025年8月29日現在）

該当事項はありません。

参考情報

< トータル・リターン 積極マザーファンド >

（2025年8月29日現在）

該当事項はありません。

< トータル・リターン 安定マザーファンド >

（2025年8月29日現在）

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

< G S トータル・リターン 積極(年2回決算)>

2025年8月29日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第2計算期間末(2016年2月19日)	4,415	4,415	0.8984	0.8984
第3計算期間末(2016年8月19日)	4,416	4,416	0.9516	0.9516
第4計算期間末(2017年2月20日)	4,055	4,055	1.0080	1.0080
第5計算期間末(2017年8月21日)	3,762	3,762	1.0450	1.0450
第6計算期間末(2018年2月19日)	4,401	4,401	1.0760	1.0760
第7計算期間末(2018年8月20日)	4,988	4,988	1.0718	1.0718
第8計算期間末(2019年2月19日)	5,261	5,261	1.0564	1.0564
第9計算期間末(2019年8月19日)	5,085	5,085	1.0673	1.0673
第10計算期間末(2020年2月19日)	4,194	4,194	1.1585	1.1585
第11計算期間末(2020年8月19日)	3,609	3,609	1.1302	1.1302
第12計算期間末(2021年2月19日)	2,822	2,822	1.2431	1.2431
第13計算期間末(2021年8月19日)	2,704	2,704	1.3229	1.3229
第14計算期間末(2022年2月21日)	2,448	2,448	1.2827	1.2827
第15計算期間末(2022年8月19日)	2,305	2,305	1.2447	1.2447
第16計算期間末(2023年2月20日)	2,092	2,092	1.1951	1.1951
第17計算期間末(2023年8月21日)	2,070	2,070	1.2049	1.2049
第18計算期間末(2024年2月19日)	2,053	2,053	1.2953	1.2953
第19計算期間末(2024年8月19日)	1,934	1,934	1.3501	1.3501
第20計算期間末(2025年2月19日)	1,736	1,736	1.3890	1.3890
第21計算期間末(2025年8月19日)	1,687	1,687	1.4056	1.4056
2024年8月末日	1,912	-	1.3542	-
9月末日	1,889	-	1.3652	-
10月末日	1,839	-	1.3731	-
11月末日	1,783	-	1.3800	-
12月末日	1,757	-	1.3763	-
2025年1月末日	1,761	-	1.3877	-
2月末日	1,701	-	1.3640	-
3月末日	1,644	-	1.3232	-
4月末日	1,610	-	1.2969	-
5月末日	1,649	-	1.3372	-
6月末日	1,689	-	1.3700	-
7月末日	1,700	-	1.3956	-
8月末日	1,664	-	1.4100	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

< G S トータル・リターン 安定（年2回決算） >

2025年8月29日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第2計算期間末(2016年2月19日)	2,148	2,148	0.9430	0.9430
第3計算期間末(2016年8月19日)	2,249	2,249	0.9850	0.9850
第4計算期間末(2017年2月20日)	2,216	2,216	0.9984	0.9984
第5計算期間末(2017年8月21日)	2,225	2,225	1.0198	1.0198
第6計算期間末(2018年2月19日)	2,656	2,656	1.0214	1.0214
第7計算期間末(2018年8月20日)	2,715	2,715	1.0037	1.0037
第8計算期間末(2019年2月19日)	2,549	2,549	1.0038	1.0038
第9計算期間末(2019年8月19日)	2,464	2,464	1.0331	1.0331
第10計算期間末(2020年2月19日)	2,363	2,363	1.0731	1.0731
第11計算期間末(2020年8月19日)	2,054	2,054	1.0768	1.0768
第12計算期間末(2021年2月19日)	1,731	1,731	1.1224	1.1224
第13計算期間末(2021年8月19日)	1,685	1,685	1.1515	1.1515
第14計算期間末(2022年2月21日)	1,493	1,493	1.1004	1.1004
第15計算期間末(2022年8月19日)	1,381	1,381	1.0325	1.0325
第16計算期間末(2023年2月20日)	1,260	1,260	0.9844	0.9844
第17計算期間末(2023年8月21日)	1,168	1,168	0.9685	0.9685
第18計算期間末(2024年2月19日)	1,127	1,127	1.0038	1.0038
第19計算期間末(2024年8月19日)	1,025	1,025	1.0299	1.0299
第20計算期間末(2025年2月19日)	874	874	1.0284	1.0284
第21計算期間末(2025年8月19日)	816	816	1.0323	1.0323
2024年8月末日	992	-	1.0315	-
9月末日	978	-	1.0395	-
10月末日	951	-	1.0286	-
11月末日	924	-	1.0324	-
12月末日	901	-	1.0236	-
2025年1月末日	901	-	1.0287	-
2月末日	861	-	1.0247	-
3月末日	838	-	1.0052	-
4月末日	830	-	0.9948	-
5月末日	810	-	1.0035	-
6月末日	813	-	1.0200	-
7月末日	817	-	1.0275	-
8月末日	811	-	1.0353	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

< G S トータル・リターン 安定（毎月決算） >

2025年8月29日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第2特定期間末(2016年2月19日)	2,637	2,644	0.9260	0.9285
第3特定期間末(2016年8月19日)	2,852	2,860	0.9519	0.9544
第4特定期間末(2017年2月20日)	2,874	2,881	0.9495	0.9520
第5特定期間末(2017年8月21日)	3,123	3,131	0.9547	0.9572
第6特定期間末(2018年2月19日)	3,443	3,452	0.9414	0.9439
第7特定期間末(2018年8月20日)	3,100	3,108	0.9103	0.9128
第8特定期間末(2019年2月19日)	2,911	2,919	0.8951	0.8976
第9特定期間末(2019年8月19日)	2,704	2,711	0.9061	0.9086
第10特定期間末(2020年2月19日)	2,604	2,611	0.9257	0.9282
第11特定期間末(2020年8月19日)	2,387	2,394	0.9126	0.9151
第12特定期間末(2021年2月19日)	2,003	2,008	0.9357	0.9382
第13特定期間末(2021年8月19日)	1,882	1,887	0.9445	0.9470
第14特定期間末(2022年2月21日)	1,693	1,697	0.8883	0.8908
第15特定期間末(2022年8月19日)	1,403	1,406	0.8215	0.8235
第16特定期間末(2023年2月20日)	1,192	1,195	0.7712	0.7732
第17特定期間末(2023年8月21日)	1,037	1,040	0.7470	0.7490
第18特定期間末(2024年2月19日)	938	940	0.7618	0.7638
第19特定期間末(2024年8月19日)	862	864	0.7694	0.7714
第20特定期間末(2025年2月19日)	770	772	0.7563	0.7583
第21特定期間末(2025年8月19日)	689	691	0.7467	0.7487
2024年8月末日	860	-	0.7706	-
9月末日	860	-	0.7745	-
10月末日	835	-	0.7645	-
11月末日	822	-	0.7653	-
12月末日	791	-	0.7568	-
2025年1月末日	782	-	0.7585	-
2月末日	768	-	0.7535	-
3月末日	750	-	0.7372	-
4月末日	733	-	0.7276	-
5月末日	716	-	0.7319	-
6月末日	721	-	0.7419	-
7月末日	695	-	0.7453	-
8月末日	679	-	0.7488	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

< G S トータル・リターン 積極（年2回決算） >

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2計算期間	2015年8月20日～2016年2月19日	0.0000
第3計算期間	2016年2月20日～2016年8月19日	0.0000
第4計算期間	2016年8月20日～2017年2月20日	0.0000
第5計算期間	2017年2月21日～2017年8月21日	0.0000
第6計算期間	2017年8月22日～2018年2月19日	0.0000
第7計算期間	2018年2月20日～2018年8月20日	0.0000
第8計算期間	2018年8月21日～2019年2月19日	0.0000
第9計算期間	2019年2月20日～2019年8月19日	0.0000
第10計算期間	2019年8月20日～2020年2月19日	0.0000
第11計算期間	2020年2月20日～2020年8月19日	0.0000
第12計算期間	2020年8月20日～2021年2月19日	0.0000
第13計算期間	2021年2月20日～2021年8月19日	0.0000
第14計算期間	2021年8月20日～2022年2月21日	0.0000
第15計算期間	2022年2月22日～2022年8月19日	0.0000
第16計算期間	2022年8月20日～2023年2月20日	0.0000
第17計算期間	2023年2月21日～2023年8月21日	0.0000
第18計算期間	2023年8月22日～2024年2月19日	0.0000
第19計算期間	2024年2月20日～2024年8月19日	0.0000
第20計算期間	2024年8月20日～2025年2月19日	0.0000
第21計算期間	2025年2月20日～2025年8月19日	0.0000

< G S トータル・リターン 安定（年2回決算） >

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2計算期間	2015年8月20日～2016年2月19日	0.0000
第3計算期間	2016年2月20日～2016年8月19日	0.0000
第4計算期間	2016年8月20日～2017年2月20日	0.0000
第5計算期間	2017年2月21日～2017年8月21日	0.0000
第6計算期間	2017年8月22日～2018年2月19日	0.0000
第7計算期間	2018年2月20日～2018年8月20日	0.0000
第8計算期間	2018年8月21日～2019年2月19日	0.0000
第9計算期間	2019年2月20日～2019年8月19日	0.0000
第10計算期間	2019年8月20日～2020年2月19日	0.0000
第11計算期間	2020年2月20日～2020年8月19日	0.0000
第12計算期間	2020年8月20日～2021年2月19日	0.0000
第13計算期間	2021年2月20日～2021年8月19日	0.0000
第14計算期間	2021年8月20日～2022年2月21日	0.0000
第15計算期間	2022年2月22日～2022年8月19日	0.0000
第16計算期間	2022年8月20日～2023年2月20日	0.0000
第17計算期間	2023年2月21日～2023年8月21日	0.0000
第18計算期間	2023年8月22日～2024年2月19日	0.0000
第19計算期間	2024年2月20日～2024年8月19日	0.0000
第20計算期間	2024年8月20日～2025年2月19日	0.0000
第21計算期間	2025年2月20日～2025年8月19日	0.0000

< G S トータル・リターン 安定（毎月決算） >

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2特定期間	2015年8月20日～2016年2月19日	0.0150
第3特定期間	2016年2月20日～2016年8月19日	0.0150
第4特定期間	2016年8月20日～2017年2月20日	0.0150
第5特定期間	2017年2月21日～2017年8月21日	0.0150
第6特定期間	2017年8月22日～2018年2月19日	0.0150
第7特定期間	2018年2月20日～2018年8月20日	0.0150
第8特定期間	2018年8月21日～2019年2月19日	0.0150
第9特定期間	2019年2月20日～2019年8月19日	0.0150
第10特定期間	2019年8月20日～2020年2月19日	0.0150
第11特定期間	2020年2月20日～2020年8月19日	0.0150
第12特定期間	2020年8月20日～2021年2月19日	0.0150
第13特定期間	2021年2月20日～2021年8月19日	0.0150
第14特定期間	2021年8月20日～2022年2月21日	0.0150
第15特定期間	2022年2月22日～2022年8月19日	0.0120
第16特定期間	2022年8月20日～2023年2月20日	0.0120
第17特定期間	2023年2月21日～2023年8月21日	0.0120
第18特定期間	2023年8月22日～2024年2月19日	0.0120
第19特定期間	2024年2月20日～2024年8月19日	0.0120
第20特定期間	2024年8月20日～2025年2月19日	0.0120
第21特定期間	2025年2月20日～2025年8月19日	0.0120

【収益率の推移】

< G S トータル・リターン 積極（年2回決算） >

期	期間	収益率（%）
第2計算期間	2015年8月20日～2016年2月19日	9.5
第3計算期間	2016年2月20日～2016年8月19日	5.9
第4計算期間	2016年8月20日～2017年2月20日	5.9
第5計算期間	2017年2月21日～2017年8月21日	3.7
第6計算期間	2017年8月22日～2018年2月19日	3.0
第7計算期間	2018年2月20日～2018年8月20日	0.4
第8計算期間	2018年8月21日～2019年2月19日	1.4
第9計算期間	2019年2月20日～2019年8月19日	1.0
第10計算期間	2019年8月20日～2020年2月19日	8.5
第11計算期間	2020年2月20日～2020年8月19日	2.4
第12計算期間	2020年8月20日～2021年2月19日	10.0
第13計算期間	2021年2月20日～2021年8月19日	6.4
第14計算期間	2021年8月20日～2022年2月21日	3.0
第15計算期間	2022年2月22日～2022年8月19日	3.0
第16計算期間	2022年8月20日～2023年2月20日	4.0
第17計算期間	2023年2月21日～2023年8月21日	0.8
第18計算期間	2023年8月22日～2024年2月19日	7.5
第19計算期間	2024年2月20日～2024年8月19日	4.2
第20計算期間	2024年8月20日～2025年2月19日	2.9
第21計算期間	2025年2月20日～2025年8月19日	1.2

< G S トータル・リターン 安定（年2回決算） >

期	期間	収益率（%）
第2計算期間	2015年8月20日～2016年2月19日	4.5
第3計算期間	2016年2月20日～2016年8月19日	4.5
第4計算期間	2016年8月20日～2017年2月20日	1.4
第5計算期間	2017年2月21日～2017年8月21日	2.1
第6計算期間	2017年8月22日～2018年2月19日	0.2
第7計算期間	2018年2月20日～2018年8月20日	1.7
第8計算期間	2018年8月21日～2019年2月19日	0.0
第9計算期間	2019年2月20日～2019年8月19日	2.9
第10計算期間	2019年8月20日～2020年2月19日	3.9
第11計算期間	2020年2月20日～2020年8月19日	0.3
第12計算期間	2020年8月20日～2021年2月19日	4.2
第13計算期間	2021年2月20日～2021年8月19日	2.6
第14計算期間	2021年8月20日～2022年2月21日	4.4
第15計算期間	2022年2月22日～2022年8月19日	6.2
第16計算期間	2022年8月20日～2023年2月20日	4.7
第17計算期間	2023年2月21日～2023年8月21日	1.6
第18計算期間	2023年8月22日～2024年2月19日	3.6
第19計算期間	2024年2月20日～2024年8月19日	2.6
第20計算期間	2024年8月20日～2025年2月19日	0.1
第21計算期間	2025年2月20日～2025年8月19日	0.4

< G S トータル・リターン 安定（毎月決算） >

期	期間	収益率（％）
第2特定期間	2015年8月20日～2016年2月19日	4.5
第3特定期間	2016年2月20日～2016年8月19日	4.4
第4特定期間	2016年8月20日～2017年2月20日	1.3
第5特定期間	2017年2月21日～2017年8月21日	2.1
第6特定期間	2017年8月22日～2018年2月19日	0.2
第7特定期間	2018年2月20日～2018年8月20日	1.7
第8特定期間	2018年8月21日～2019年2月19日	0.0
第9特定期間	2019年2月20日～2019年8月19日	2.9
第10特定期間	2019年8月20日～2020年2月19日	3.8
第11特定期間	2020年2月20日～2020年8月19日	0.2
第12特定期間	2020年8月20日～2021年2月19日	4.2
第13特定期間	2021年2月20日～2021年8月19日	2.5
第14特定期間	2021年8月20日～2022年2月21日	4.4
第15特定期間	2022年2月22日～2022年8月19日	6.2
第16特定期間	2022年8月20日～2023年2月20日	4.7
第17特定期間	2023年2月21日～2023年8月21日	1.6
第18特定期間	2023年8月22日～2024年2月19日	3.6
第19特定期間	2024年2月20日～2024年8月19日	2.6
第20特定期間	2024年8月20日～2025年2月19日	0.1
第21特定期間	2025年2月20日～2025年8月19日	0.3

（４）【設定及び解約の実績】

< G S トータル・リターン 積極（年２回決算） >

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第２計算期間	2015年８月20日～2016年２月19日	884,361,081	331,307,341	4,914,785,110
第３計算期間	2016年２月20日～2016年８月19日	196,600,760	470,357,148	4,641,028,722
第４計算期間	2016年８月20日～2017年２月20日	290,334,347	908,548,993	4,022,814,076
第５計算期間	2017年２月21日～2017年８月21日	699,424,903	1,121,689,757	3,600,549,222
第６計算期間	2017年８月22日～2018年２月19日	1,322,178,902	832,436,836	4,090,291,288
第７計算期間	2018年２月20日～2018年８月20日	1,189,795,937	625,631,940	4,654,455,285
第８計算期間	2018年８月21日～2019年２月19日	759,794,284	433,761,002	4,980,488,567
第９計算期間	2019年２月20日～2019年８月19日	617,548,789	833,372,375	4,764,664,981
第10計算期間	2019年８月20日～2020年２月19日	227,275,189	1,371,053,620	3,620,886,550
第11計算期間	2020年２月20日～2020年８月19日	155,794,234	583,279,704	3,193,401,080
第12計算期間	2020年８月20日～2021年２月19日	72,957,492	995,756,142	2,270,602,430
第13計算期間	2021年２月20日～2021年８月19日	106,895,229	332,975,008	2,044,522,651
第14計算期間	2021年８月20日～2022年２月21日	69,981,329	205,712,992	1,908,790,988
第15計算期間	2022年２月22日～2022年８月19日	43,243,623	99,478,340	1,852,556,271
第16計算期間	2022年８月20日～2023年２月20日	19,518,461	121,362,802	1,750,711,930
第17計算期間	2023年２月21日～2023年８月21日	38,147,817	70,174,782	1,718,684,965
第18計算期間	2023年８月22日～2024年２月19日	13,923,428	147,062,734	1,585,545,659
第19計算期間	2024年２月20日～2024年８月19日	20,996,120	174,008,047	1,432,533,732
第20計算期間	2024年８月20日～2025年２月19日	11,956,694	194,544,690	1,249,945,736
第21計算期間	2025年２月20日～2025年８月19日	6,412,008	55,625,468	1,200,732,276

<GS トータル・リターン 安定(年2回決算)>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第2計算期間	2015年8月20日～2016年2月19日	551,388,185	43,425,556	2,278,046,436
第3計算期間	2016年2月20日～2016年8月19日	278,907,286	272,963,498	2,283,990,224
第4計算期間	2016年8月20日～2017年2月20日	279,729,364	343,515,992	2,220,203,596
第5計算期間	2017年2月21日～2017年8月21日	491,052,345	529,025,756	2,182,230,185
第6計算期間	2017年8月22日～2018年2月19日	821,626,003	403,255,112	2,600,601,076
第7計算期間	2018年2月20日～2018年8月20日	437,944,425	333,256,808	2,705,288,693
第8計算期間	2018年8月21日～2019年2月19日	74,709,587	240,045,602	2,539,952,678
第9計算期間	2019年2月20日～2019年8月19日	154,986,266	309,037,316	2,385,901,628
第10計算期間	2019年8月20日～2020年2月19日	104,565,865	288,090,779	2,202,376,714
第11計算期間	2020年2月20日～2020年8月19日	62,835,171	356,858,302	1,908,353,583
第12計算期間	2020年8月20日～2021年2月19日	75,375,413	441,378,923	1,542,350,073
第13計算期間	2021年2月20日～2021年8月19日	58,642,619	137,459,161	1,463,533,531
第14計算期間	2021年8月20日～2022年2月21日	51,983,169	158,261,497	1,357,255,203
第15計算期間	2022年2月22日～2022年8月19日	14,193,755	33,418,066	1,338,030,892
第16計算期間	2022年8月20日～2023年2月20日	9,011,186	66,650,189	1,280,391,889
第17計算期間	2023年2月21日～2023年8月21日	14,806,636	89,070,587	1,206,127,938
第18計算期間	2023年8月22日～2024年2月19日	7,461,397	90,614,775	1,122,974,560
第19計算期間	2024年2月20日～2024年8月19日	4,686,540	132,430,173	995,230,927
第20計算期間	2024年8月20日～2025年2月19日	6,726,423	151,411,339	850,546,011
第21計算期間	2025年2月20日～2025年8月19日	5,446,765	65,403,359	790,589,417

< G S トータル・リターン 安定（毎月決算） >

下記特定期間中の設定及び解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第2特定期間	2015年8月20日～2016年2月19日	1,089,679,685	166,178,668	2,847,947,848
第3特定期間	2016年2月20日～2016年8月19日	468,646,083	319,713,892	2,996,880,039
第4特定期間	2016年8月20日～2017年2月20日	406,643,242	376,512,581	3,027,010,700
第5特定期間	2017年2月21日～2017年8月21日	849,786,500	604,860,829	3,271,936,371
第6特定期間	2017年8月22日～2018年2月19日	744,863,379	359,046,055	3,657,753,695
第7特定期間	2018年2月20日～2018年8月20日	173,289,378	425,597,996	3,405,445,077
第8特定期間	2018年8月21日～2019年2月19日	112,775,384	266,133,865	3,252,086,596
第9特定期間	2019年2月20日～2019年8月19日	226,219,182	493,457,520	2,984,848,258
第10特定期間	2019年8月20日～2020年2月19日	166,597,287	337,298,745	2,814,146,800
第11特定期間	2020年2月20日～2020年8月19日	50,676,262	248,222,734	2,616,600,328
第12特定期間	2020年8月20日～2021年2月19日	53,876,530	529,240,546	2,141,236,312
第13特定期間	2021年2月20日～2021年8月19日	18,798,987	166,864,564	1,993,170,735
第14特定期間	2021年8月20日～2022年2月21日	58,782,485	146,094,490	1,905,858,730
第15特定期間	2022年2月22日～2022年8月19日	12,886,693	210,778,768	1,707,966,655
第16特定期間	2022年8月20日～2023年2月20日	6,965,969	168,563,711	1,546,368,913
第17特定期間	2023年2月21日～2023年8月21日	7,095,505	164,577,585	1,388,886,833
第18特定期間	2023年8月22日～2024年2月19日	11,371,762	168,448,690	1,231,809,905
第19特定期間	2024年2月20日～2024年8月19日	12,152,028	122,725,119	1,121,236,814
第20特定期間	2024年8月20日～2025年2月19日	4,879,911	107,104,550	1,019,012,175
第21特定期間	2025年2月20日～2025年8月19日	5,039,026	100,512,171	923,539,030

(参考) 運用実績

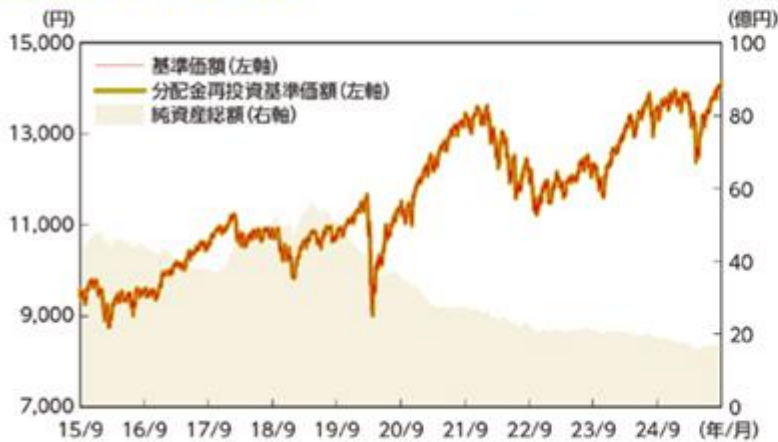
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2025年8月29日現在

積極(年2回決算)

基準価額・純資産の推移

2015年9月1日～2025年8月29日



● 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
● 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

基準価額・純資産総額

基準価額	14,100円
純資産総額	16.6億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	1.0%
3ヵ月	5.4%
6ヵ月	3.4%
1年	4.1%
3年	16.7%
5年	23.9%
設定以来	41.0%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

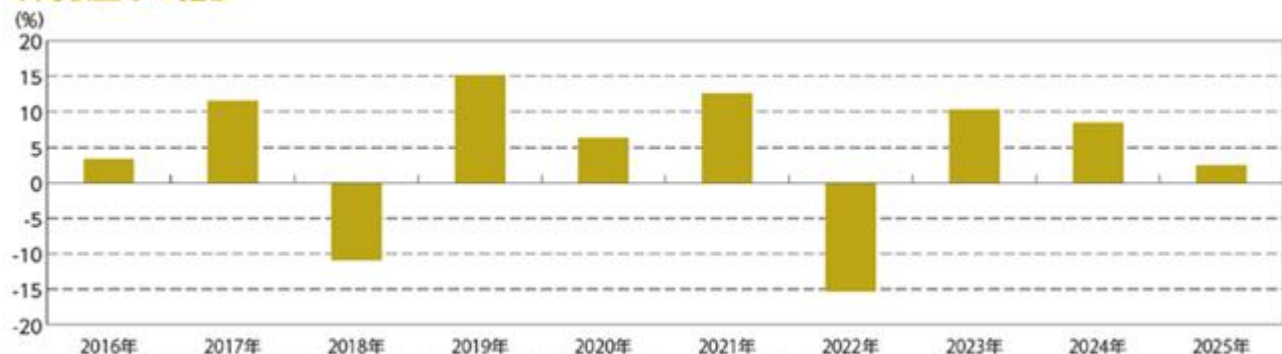
決算日	23/8/21	24/2/19	24/8/19	25/2/19	25/8/19	設定以来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

● 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

	資産区分	ファンド名称	配分比率
1	先進国株式	バンガード®S&P 500 ETF	16.3%
2	先進国株式	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・グローバル CORE エクイティ・ポートフォリオ	14.8%
3	先進国債券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・グローバル・フィックス・インカム・ポートフォリオ(為替ヘッジあり)	14.2%
4	先進国債券	iシェアーズ 米国国債 7-10年 ETF	8.0%
5	先進国株式	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・グローバル・エクイティ・パートナーズESGポートフォリオ	7.1%
6	先進国債券	バンガード®米国長期政府債券ETF	6.4%
7	先進国株式	XトラッカーズMSCI EAFE ヘッジ・エクイティETF	6.4%
8	新興国債券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ポートフォリオ	4.9%
9	グローバル社債	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・グローバル・クレジット・ポートフォリオ(為替ヘッジあり)	3.4%
10	先進国株式	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・グローバル・フューチャー・ジェネレーションズ・エクイティ・ポートフォリオ	2.7%

年間収益率の推移



● 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
● 本ファンドにベンチマークはありません。
● 2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

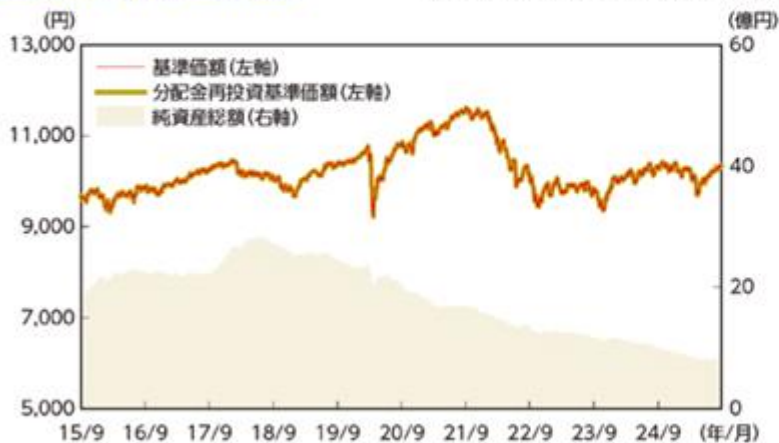
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
 下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2025年8月29日現在

安定(年2回決算)

基準価額・純資産の推移

2015年9月1日～2025年8月29日



●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
 ●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

基準価額・純資産総額

基準価額	10,353円
純資産総額	8.1億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	0.8%
3ヵ月	3.2%
6ヵ月	1.0%
1年	0.4%
3年	2.4%
5年	-4.0%
設定来	3.5%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

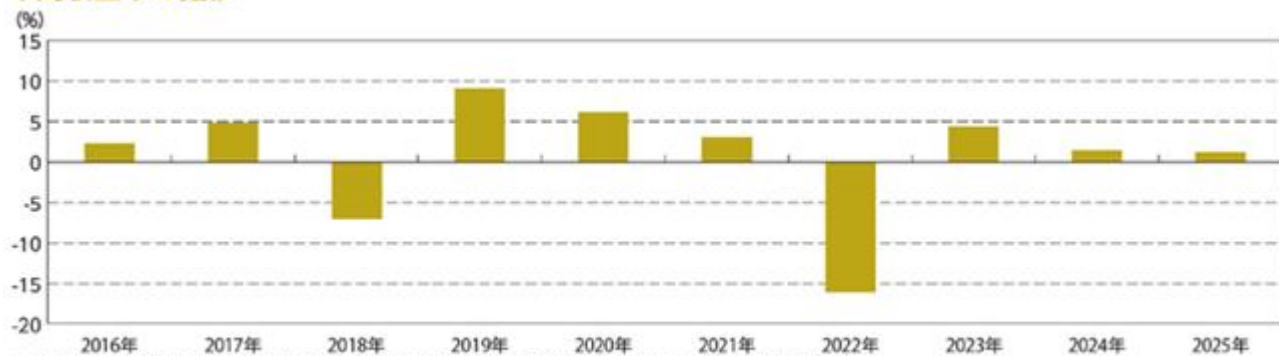
決算日	23/8/21	24/2/19	24/8/19	25/2/19	25/8/19	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

	資産区分	ファンド名称	配分比率
1	先進国債券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・グローバル・フィックス・インカム・ポートフォリオ(為替ヘッジあり)	31.5%
2	グローバル社債	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・グローバル・クレジット・ポートフォリオ(為替ヘッジあり)	23.1%
3	先進国債券	iシェアーズ 米国国債 7-10年 ETF	8.1%
4	先進国株式	バンガード®-S&P 500 ETF	6.6%
5	先進国株式	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・グローバル CORE エクイティ・ポートフォリオ	6.2%
6	新興国債券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ポートフォリオ	2.9%
7	先進国株式	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・グローバル・エクイティ・パートナーズESGポートフォリオ	2.7%
8	先進国株式	XトラッカーズMSCI EAFE ヘッジ・エクイティETF	2.6%
9	先進国債券	バンガード®-米国長期政府債券ETF	2.3%
10	ヘッジファンド	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・オルタナティブ・トレンド・ポートフォリオ	2.0%

年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
 ●本ファンドにベンチマークはありません。
 ●2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

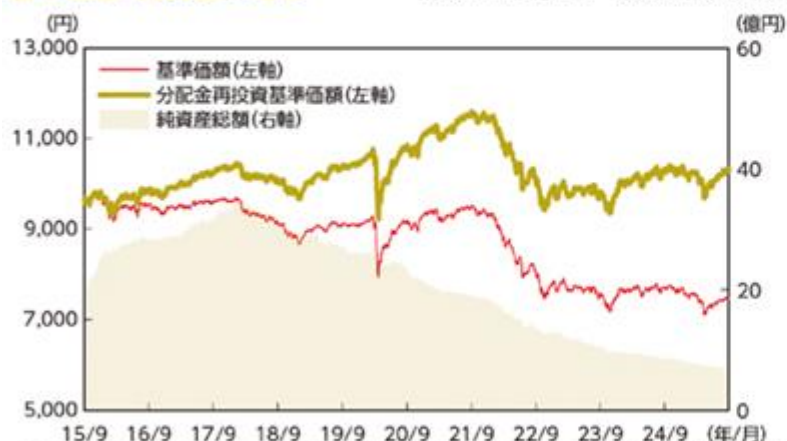
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2025年8月29日現在

安定(毎月決算)

基準価額・純資産の推移

2015年9月1日～2025年8月29日



- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

基準価額・純資産総額

基準価額	7,488円
純資産総額	6.8億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	0.7%
3ヵ月	3.1%
6ヵ月	1.0%
1年	0.3%
3年	2.3%
5年	-4.0%
設定来	3.3%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

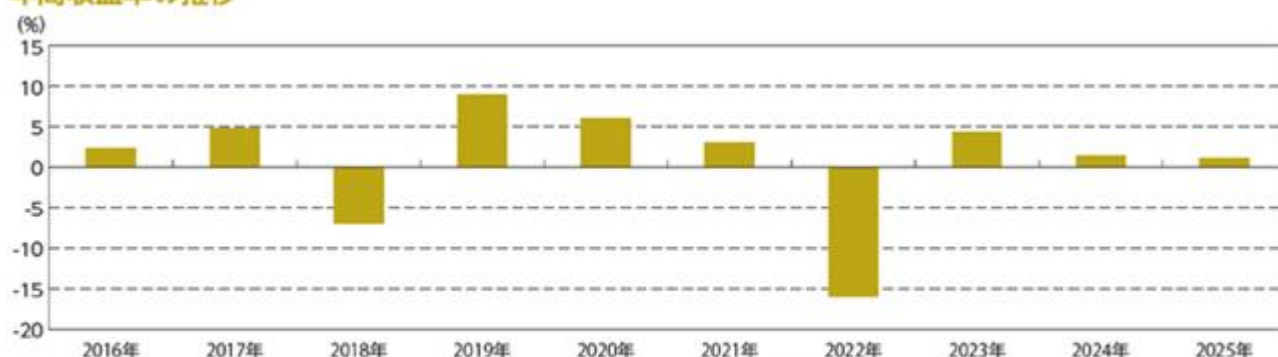
決算日	24/9/19	24/10/21	24/11/19	24/12/19	25/1/20	25/2/19	25/3/19	25/4/21	25/5/19	25/6/19	25/7/22	25/8/19	累計年間	設定累計
分配金	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	240円	2,815円

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

資産区分	ファンド名称	配分比率
1 先進国債券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・グローバル・フィックス・インカム・ポートフォリオ(為替ヘッジあり)	31.5%
2 グローバル社債	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・グローバル・クレジット・ポートフォリオ(為替ヘッジあり)	23.1%
3 先進国債券	iシェアーズ 米国国債 7-10年 ETF	8.1%
4 先進国株式	バンガード® S&P 500 ETF	6.6%
5 先進国株式	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・グローバル CORE エクイティ・ポートフォリオ	6.2%
6 新興国債券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ポートフォリオ	2.9%
7 先進国株式	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・グローバル・エクイティ・パートナーズ ESG ポートフォリオ	2.7%
8 先進国株式	Xトラッカーズ MSCI EAFE ヘッジ・エクイティ ETF	2.6%
9 先進国債券	バンガード® 米国長期政府債券 ETF	2.3%
10 ヘッジファンド	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・オルタナティブ・トレンド・ポートフォリオ	2.0%

年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 本ファンドにベンチマークはありません。
- 2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。

お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の原則として午後3時30分^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。また、確定拠出年金を通じてお買付のお申込みを行う場合は、当該定めに従うものとします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*1 英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日（以下「ファンド休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに関し、これを受け付けるものとします。

*2 販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくこととなります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称: 「トータル積2」「トータル安2」「トータル安月」）。

(4) お買付単位は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、上記(3)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) スイッチング（乗換え）については、販売会社にお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金（解約）されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご留意ください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の原則として午後3時30分^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ファンド休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

(2) ご換金の単位は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) ご換金の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「トータル積2」「トータル安2」「トータル安月」）。

(5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として6営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円以上の大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03(4587)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「トータル積2」「トータル安2」「トータル安月」）。年2回（2月および8月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2015年4月21日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

<積極（年2回決算）> <安定（年2回決算）>

本ファンドの計算期間は、毎年2月20日から8月19日までおよび8月20日から翌年2月19日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は信託契約締結日から2015年8月19日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

<安定（毎月決算）>

本ファンドの計算期間は、毎月20日から翌月19日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は信託契約締結日から2015年8月19日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a. 信託の終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドそれぞれについて、信託財産の純資産総額が100億円を下回ることとなった場合には、当該ファンドについて、受託銀行と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、およびの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

からまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、からまでに規定する信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を申立てることができます。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託銀行を解任することはできないものとします。

b. 約款変更等

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することまたは本ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができ、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本b.「約款変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、の事項（の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記 からまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

からまでの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

c. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する重大な約款変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

d. 関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

(a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

(b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

(c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

(d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

(a) 信託財産の保存に係る業務

(b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

(c) 委託会社のみ指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

(d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 投資信託証券の登録の管理

投資信託財産に実質的に属する外国投資信託証券については、受託銀行名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

h. 混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本h.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

i. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

j. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券ならびに外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資証券にかかる買戻し請求、外国投資証券の償還の請求および有価証券の売却等(マザーファンドの信託財産に属するものを含まず。)の指図ができます。

k. 再投資の指図

委託会社は、上記の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

l. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託銀行に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ・他の受益者の氏名または名称および住所
- ・他の受益者が有する受益権の内容

m. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として6営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) GS トータル・リターン 積極（年2回決算）、GS トータル・リターン 安定（年2回決算）、GS トータル・リターン 安定（毎月決算）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 積極（年2回決算）及び安定（年2回決算）の計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 安定（毎月決算）の計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (4) 積極（年2回決算）及び安定（年2回決算）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期計算期間（2025年2月20日から2025年8月19日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。
- (5) 安定（毎月決算）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2025年2月20日から2025年8月19日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【GS トータル・リターン 積極（年2回決算）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第20期 (2025年2月19日現在)	第21期 (2025年8月19日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,751,473,331	1,701,451,705
未収入金	3,324,103	9,093,001
流動資産合計	1,754,797,434	1,710,544,706
資産合計	1,754,797,434	1,710,544,706
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,324,103	9,093,001
未払受託者報酬	252,139	226,053
未払委託者報酬	14,119,548	12,659,213
その他未払費用	916,704	821,892
流動負債合計	18,612,494	22,800,159
負債合計	18,612,494	22,800,159
純資産の部		
元本等		
元本	1,249,945,736	1,200,732,276
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	486,239,204	487,012,271
(分配準備積立金)	376,080,050	379,656,849
元本等合計	1,736,184,940	1,687,744,547
純資産合計	1,736,184,940	1,687,744,547
負債純資産合計	1,754,797,434	1,710,544,706

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第20期 自 2024年 8 月20日 至 2025年 2 月19日	第21期 自 2025年 2 月20日 至 2025年 8 月19日
営業収益		
有価証券売買等損益	67,712,379	32,696,691
営業収益合計	67,712,379	32,696,691
営業費用		
受託者報酬	252,139	226,053
委託者報酬	14,119,548	12,659,213
その他費用	916,704	821,892
営業費用合計	15,288,391	13,707,158
営業利益又は営業損失（ ）	52,423,988	18,989,533
経常利益又は経常損失（ ）	52,423,988	18,989,533
当期純利益又は当期純損失（ ）	52,423,988	18,989,533
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	4,083,885	1,260,656
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	501,579,739	486,239,204
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,446,037	2,149,522
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,446,037	2,149,522
剰余金減少額又は欠損金増加額	68,126,675	21,626,644
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	68,126,675	21,626,644
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	486,239,204	487,012,271

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第20期	第21期
	自 2024年 8月20日 至 2025年 2月19日	自 2025年 2月20日 至 2025年 8月19日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託 受益証券の基準価額で評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第20期	第21期
	(2025年 2月19日現在)	(2025年 8月19日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,432,533,732円	1,249,945,736円
期中追加設定元本額	11,956,694円	6,412,008円
期中一部解約元本額	194,544,690円	55,625,468円
2. 受益権の総数	1,249,945,736口	1,200,732,276口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第20期		第21期	
	自	2024年8月20日	自	2025年2月20日
	至	2025年2月19日	至	2025年8月19日
分配金の計算過程				
費用控除後の配当等収益額		10,573,604円		12,080,982円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		37,766,499円		8,169,207円
収益調整金額		113,685,235円		111,092,535円
分配準備積立金額		327,739,947円		359,406,660円
本ファンドの分配対象収益額		489,765,285円		490,749,384円
本ファンドの期末残存口数		1,249,945,736口		1,200,732,276口
10,000口当たり収益分配対象額		3,918円		4,087円
10,000口当たり分配金額		- 円		- 円
収益分配金金額		- 円		- 円

（注） 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第20期 自 2024年 8月20日 至 2025年 2月19日	第21期 自 2025年 2月20日 至 2025年 8月19日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	第20期	第21期
	自 2024年 8月20日 至 2025年 2月19日	自 2025年 2月20日 至 2025年 8月19日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第20期 (2025年 2月19日現在)	第21期 (2025年 8月19日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	63,897,474	41,669,002
合計	63,897,474	41,669,002

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第20期 (2025年2月19日現在)	第21期 (2025年8月19日現在)
1口当たり純資産額	1.3890円	1.4056円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	トータル・リターン 積極マザーファンド	1,026,331,105	1,701,451,705	
合計			1,026,331,105	1,701,451,705	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【GS トータル・リターン 安定（年2回決算）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第20期 (2025年2月19日現在)	第21期 (2025年8月19日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	882,594,832	822,913,190
未収入金	482,431	778,922
流動資産合計	883,077,263	823,692,112
資産合計	883,077,263	823,692,112
負債の部		
流動負債		
未払解約金	482,431	778,922
未払受託者報酬	130,091	112,474
未払委託者報酬	7,284,966	6,298,442
その他未払費用	472,943	408,898
流動負債合計	8,370,431	7,598,736
負債合計	8,370,431	7,598,736
純資産の部		
元本等		
元本	850,546,011	790,589,417
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	24,160,821	25,503,959
（分配準備積立金）	265,991,099	266,813,717
元本等合計	874,706,832	816,093,376
純資産合計	874,706,832	816,093,376
負債純資産合計	883,077,263	823,692,112

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第20期		第21期	
	自	2024年8月20日 至 2025年2月19日	自	2025年2月20日 至 2025年8月19日
営業収益				
有価証券売買等損益		6,845,980		8,820,587
営業収益合計		6,845,980		8,820,587
営業費用				
受託者報酬		130,091		112,474
委託者報酬		7,284,966		6,298,442
その他費用		472,943		408,898
営業費用合計		7,888,000		6,819,814
営業利益又は営業損失（ ）		1,042,020		2,000,773
経常利益又は経常損失（ ）		1,042,020		2,000,773
当期純利益又は当期純損失（ ）		1,042,020		2,000,773
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		260,519		1,132,804
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		29,789,668		24,160,821
剰余金増加額又は欠損金減少額		206,823		63,418
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		206,823		63,418
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,533,131		1,853,857
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,533,131		1,853,857
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		24,160,821		25,503,959

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第20期	第21期
	自 2024年 8月20日 至 2025年 2月19日	自 2025年 2月20日 至 2025年 8月19日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託 受益証券の基準価額で評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第20期	第21期
	(2025年 2月19日現在)	(2025年 8月19日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	995,230,927円	850,546,011円
期中追加設定元本額	6,726,423円	5,446,765円
期中一部解約元本額	151,411,339円	65,403,359円
2. 受益権の総数	850,546,011口	790,589,417口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第20期		第21期	
	自	2024年8月20日 至 2025年2月19日	自	2025年2月20日 至 2025年8月19日
分配金の計算過程				
費用控除後の配当等収益額		20,098,754円		21,223,039円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		- 円		- 円
収益調整金額		81,998,019円		77,900,906円
分配準備積立金額		245,892,345円		245,590,678円
本ファンドの分配対象収益額		347,989,118円		344,714,623円
本ファンドの期末残存口数		850,546,011口		790,589,417口
10,000口当たり収益分配対象額		4,091円		4,360円
10,000口当たり分配金額		- 円		- 円
収益分配金金額		- 円		- 円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第20期 自 2024年 8月20日 至 2025年 2月19日	第21期 自 2025年 2月20日 至 2025年 8月19日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	第20期	第21期
	自 2024年 8月20日 至 2025年 2月19日	自 2025年 2月20日 至 2025年 8月19日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第20期 (2025年 2月19日現在)	第21期 (2025年 8月19日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	6,954,686	11,873,480
合計	6,954,686	11,873,480

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第20期 (2025年2月19日現在)	第21期 (2025年8月19日現在)
1口当たり純資産額	1.0284円	1.0323円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	トータル・リターン 安定マザーファンド	674,629,604	822,913,190	
合計			674,629,604	822,913,190	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【GS トータル・リターン 安定（毎月決算）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2025年2月19日現在)	当期 (2025年8月19日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	773,761,827	692,318,993
未収入金	911,141	6,562,531
流動資産合計	774,672,968	698,881,524
資産合計	774,672,968	698,881,524
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,038,024	1,847,078
未払解約金	911,141	6,562,531
未払受託者報酬	17,580	14,689
未払委託者報酬	984,475	822,599
その他未払費用	63,911	53,402
流動負債合計	4,015,131	9,300,299
負債合計	4,015,131	9,300,299
純資産の部		
元本等		
元本	1,019,012,175	923,539,030
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	248,354,338	233,957,805
（分配準備積立金）	82,046,836	82,730,767
元本等合計	770,657,837	689,581,225
純資産合計	770,657,837	689,581,225
負債純資産合計	774,672,968	698,881,524

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自	2024年 8月20日 至 2025年 2月19日	自	2025年 2月20日 至 2025年 8月19日
営業収益				
有価証券売買等損益		5,858,475		7,010,153
営業収益合計		5,858,475		7,010,153
営業費用				
受託者報酬		114,129		99,190
委託者報酬		6,391,312		5,554,447
その他費用		414,922		360,585
営業費用合計		6,920,363		6,014,222
営業利益又は営業損失（ ）		1,061,888		995,931
経常利益又は経常損失（ ）		1,061,888		995,931
当期純利益又は当期純損失（ ）		1,061,888		995,931
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		203,360		380,345
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		258,534,338		248,354,338
剰余金増加額又は欠損金減少額		25,396,208		26,838,812
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		25,396,208		26,838,812
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,150,716		1,324,904
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,150,716		1,324,904
分配金		12,800,244		11,732,961
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		248,354,338		233,957,805

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期	当期
	自 2024年 8月20日 至 2025年 2月19日	自 2025年 2月20日 至 2025年 8月19日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託 受益証券の基準価額で評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼす
リスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期	当期
	(2025年 2月19日現在)	(2025年 8月19日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,121,236,814円	1,019,012,175円
期中追加設定元本額	4,879,911円	5,039,026円
期中一部解約元本額	107,104,550円	100,512,171円
2. 受益権の総数	1,019,012,175口	923,539,030口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回ってお り、その差額は248,354,338円であ ります。	純資産額が元本総額を下回ってお り、その差額は233,957,805円であ ります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期	当期
	自 2024年 8月20日 至 2025年 2月19日	自 2025年 2月20日 至 2025年 8月19日
分配金の計算過程		
	2024年 8月20日から 2024年 9月19日までの計算期間	2025年 2月20日から 2025年 3月19日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	3,704,322円	3,229,907円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	25,229,019円	23,449,776円
分配準備積立金額	82,281,001円	81,814,090円
本ファンドの分配対象収益額	111,214,342円	108,493,773円
本ファンドの期末残存口数	1,112,917,844口	1,017,033,457口
10,000口当たり収益分配対象額	999円	1,066円
10,000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	2,225,835円	2,034,066円
	2024年 9月20日から 2024年10月21日までの計算期間	2025年 3月20日から 2025年 4月21日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	3,321,923円	3,406,970円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	24,939,901円	23,460,871円
分配準備積立金額	82,527,346円	82,666,496円
本ファンドの分配対象収益額	110,789,170円	109,534,337円
本ファンドの期末残存口数	1,097,351,934口	1,013,822,186口
10,000口当たり収益分配対象額	1,009円	1,080円
10,000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	2,194,703円	2,027,644円
	2024年10月22日から 2024年11月19日までの計算期間	2025年 4月22日から 2025年 5月19日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	3,080,447円	3,637,034円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	24,648,423円	23,046,137円
分配準備積立金額	82,379,887円	82,272,264円
本ファンドの分配対象収益額	110,108,757円	108,955,435円
本ファンドの期末残存口数	1,081,494,340口	993,150,435口
10,000口当たり収益分配対象額	1,018円	1,097円
10,000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	2,162,988円	1,986,300円

区分	前期	当期
	自 2024年 8 月20日 至 2025年 2 月19日	自 2025年 2 月20日 至 2025年 8 月19日
	2024年11月20日から 2024年12月19日までの計算期間	2025年 5 月20日から 2025年 6 月19日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	3,122,810円	3,241,837円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	24,030,745円	22,670,179円
分配準備積立金額	80,921,763円	82,195,391円
本ファンドの分配対象収益額	108,075,318円	108,107,407円
本ファンドの期末残存口数	1,051,471,400口	973,589,987口
10,000口当たり収益分配対象額	1,027円	1,110円
10,000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	2,102,942円	1,947,179円
	2024年12月20日から 2025年 1 月20日までの計算期間	2025年 6 月20日から 2025年 7 月22日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	3,855,222円	4,067,503円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	23,784,649円	22,075,811円
分配準備積立金額	80,821,441円	81,008,907円
本ファンドの分配対象収益額	108,461,312円	107,152,221円
本ファンドの期末残存口数	1,037,876,368口	945,347,026口
10,000口当たり収益分配対象額	1,045円	1,133円
10,000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	2,075,752円	1,890,694円
	2025年 1 月21日から 2025年 2 月19日までの計算期間	2025年 7 月23日から 2025年 8 月19日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	3,048,240円	3,378,947円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	23,418,178円	21,637,386円
分配準備積立金額	81,036,620円	81,198,898円
本ファンドの分配対象収益額	107,503,038円	106,215,231円
本ファンドの期末残存口数	1,019,012,175口	923,539,030口
10,000口当たり収益分配対象額	1,054円	1,150円
10,000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	2,038,024円	1,847,078円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2024年 8月20日 至 2025年 2月19日	当期 自 2025年 2月20日 至 2025年 8月19日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	自 2024年 8 月20日 至 2025年 2 月19日	自 2025年 2 月20日 至 2025年 8 月19日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 (2025年 2 月19日現在)	当期 (2025年 8 月19日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	6,226,007	6,356,735
合計	6,226,007	6,356,735

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

区分	前期 (2025年2月19日現在)	当期 (2025年8月19日現在)
1口当たり純資産額	0.7563円	0.7467円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	トータル・リターン 安定マザーファンド	567,567,629	692,318,993	
合計			567,567,629	692,318,993	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

積極（年2回決算）は、「トータル・リターン 積極マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2025年2月19日現在)	(2025年8月19日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		5,555,890	11,391,641
コール・ローン		26,483,278	52,898,184
投資信託受益証券		703,702,198	732,339,242
投資証券		996,115,814	915,227,938
派生商品評価勘定		23,425,071	48,898
未収配当金		25,500	25,046
未収利息		253	507
流動資産合計		1,755,308,004	1,711,931,456
資産合計		1,755,308,004	1,711,931,456
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		527,873	1,365,021
未払解約金		3,324,103	9,093,001
流動負債合計		3,851,976	10,458,022
負債合計		3,851,976	10,458,022
純資産の部			
元本等			
元本		1,077,564,496	1,026,331,105
剰余金			
剰余金又は欠損金()		673,891,532	675,142,329
元本等合計		1,751,456,028	1,701,473,434
純資産合計		1,751,456,028	1,701,473,434
負債純資産合計		1,755,308,004	1,711,931,456

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2024年 8月20日 至 2025年 2月19日	自 2025年 2月20日 至 2025年 8月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	投資信託受益証券、投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	（2025年2月19日現在）	（2025年8月19日現在）
1. 元本の推移		
期首元本額	1,244,842,574円	1,077,564,496円
期中追加設定元本額	10,255,067円	5,461,838円
期中一部解約元本額	177,533,145円	56,695,229円
期末元本額	1,077,564,496円	1,026,331,105円
元本の内訳		
GS トータル・リターン 積極（年2回決算）	1,077,564,496円	1,026,331,105円
2. 受益権の総数	1,077,564,496口	1,026,331,105口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 8月20日 至 2025年 2月19日	自 2025年 2月20日 至 2025年 8月19日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は投資信託受益証券、投資証券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2024年 8月20日 至 2025年 2月19日	自 2025年 2月20日 至 2025年 8月19日
1．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 2．時価の算定方法	<p>金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。</p> <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	同左 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（2025年2月19日現在）	（2025年8月19日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	17,926,755	38,649,968
投資証券	43,308,629	64,582,342
合計	61,235,384	103,232,310

（注）当親投資信託の計算期間は、原則として8月20日から翌年8月19日までとなっており、計算期末が休日の場合はその翌営業日となります。上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	種類	（2025年2月19日現在）				（2025年8月19日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引 以外の 取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	39,657,181	-	39,496,054	161,127	38,390,609	-	38,394,122	3,513
	売建								
	米ドル	1,189,663,505	-	1,166,652,672	23,010,833	1,156,509,098	-	1,157,730,448	1,221,350
	ユーロ	12,961,139	-	12,701,288	259,851	12,046,818	-	12,058,697	11,879
	英ポンド	46,750,123	-	46,962,482	212,359	13,870,893	-	13,957,300	86,407
	合計	1,289,031,948	-	1,265,812,496	22,897,198	1,220,817,418	-	1,222,140,567	1,316,123

（注）時価の算定方法

・為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(2025年 2月19日現在)	(2025年 8月19日現在)
1口当たり純資産額	1.6254円	1.6578円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S . I . C . A . V . - ゴールドマン・サックス・オルタナティブ・トレンド・ポートフォリオ IOアキュムレーション・クラス（円ヘッジ）	14,332.944	14,997,992	
小計				14,997,992	
米ドル	投資信託受益証券	ALERIAN MLP ETF	192	9,221.76	
		HEALTH CARE SELECT SECTOR	384	52,181.76	
		ISHARES 7-10 YEAR TREASURY B	9,757	928,280.98	
		ISHARES GLOBAL INFRASTRUCTUR	2,964	180,063.00	
		ISHARES MSCI JAPAN ETF	206	16,541.80	
		ISHARES USTECHNOLOGY ETF	221	40,668.42	
		SPDR DJ INTERNATIONAL REAL ETF	1,962	54,249.30	
		SPDR DOW JONES REIT ETF	1,209	115,785.93	
		VANGUARD LONG-TERM TREASURY	13,246	728,662.46	
		VANGUARD S&P 500 ETF	3,165	1,871,654.40	
		XTRACKERS MSCI EAFE HEDGED E	16,264	746,354.96	
	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S . I . C . A . V . - ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ IOアキュムレーション・シェアクラス	7,425.359	117,246.41	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ S . I . C . A . V . - ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ポートフォリオ IOアキュムレーション・シェアクラス	21,537.08	572,670.95	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ S . I . C . A . V . - ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・エクイティ・ポートフォリオ IOアキュムレーション・シェアクラス	2,333.108	46,288.86	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ S . I . C . A . V . - ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット CORE エクイティ・ポートフォリオ IOSナップ・シェアクラス	2,861.44	37,656.55	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ S . I . C . A . V . - ゴールドマン・サックス・グローバル CORE エクイティ・ポートフォリオ IOアキュムレーション・スナップ・シェアクラス	57,071.373	1,685,317.64	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		ゴールドマン・サックス・ファンズ S . I . C . A . V . - ゴールドマ ン・サックス・グローバル・クレジッ ト・ポートフォリオ（為替ヘッジあ り） IOアキュムレーション・シェ アクラス	22,884.403	373,015.76	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ S . I . C . A . V . - ゴールドマ ン・サックス・グローバル・エクイ ティ・パートナーズESGポートフォ リオ IOアキュムレーション・シェ アクラス	34,970.121	890,688.98	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ S . I . C . A . V . - ゴールドマ ン・サックス・グローバル・フィク スト・インカム・ポートフォリオ（為 替ヘッジあり） IXO シェアクラス	344,285.983	1,618,144.12	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ S . I . C . A . V . - ゴールドマ ン・サックス・グローバル・フュー チャー・ジェネレーションズ・エクイ ティ・ポートフォリオ IOシェアク ラス	21,299.143	311,393.47	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ S . I . C . A . V . - ゴールドマ ン・サックス・グローバル・ハイ・ イールド・ポートフォリオ IOア キュムレーション・シェアクラス	5,229.21	147,097.67	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ S . I . C . A . V . - ゴールドマ ン・サックス・グローバル・スモー ル・キャップ CORE エクイティ・ ポートフォリオ IOアキュムレー ション・スナップ・シェアクラス	10,654.135	275,515.93	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ・ ピーエルシー - ゴールドマン・サック スUS\$リキッド・リザーブズ・ファ ンド X アキュムレーション・クラス	0.935	11,711.10	
小計				10,830,412.21	
				(1,601,817,965)	
ユーロ	投資信託受 益証券	ISHARES CORE MSCI EUROPE ACC	288	25,202.88	
		ISHARES EURO GOVT 7-10YR	67	12,542.73	
		ISHARES MDAX UCITS DE EUR A	36	9,124.20	
		ISHR EUR 600 HEALTH CARE(DE)	367	38,116.62	
小計				84,986.43	
				(14,649,960)	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
英ポンド 小計	投資信託受益証券	ISHARES CORE UK GILTS	8,258	80,639.37	
				80,639.37	
				(16,101,263)	
合計				1,647,567,180	
				(1,632,569,188)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 11銘柄	43.8%	-	98.1%
	投資証券 12銘柄	-	56.2%	
ユーロ	投資信託受益証券 4銘柄	100.0%	-	0.9%
英ポンド	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	-	1.0%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

安定（年2回決算）及び安定（毎月決算）は、「トータル・リターン 安定マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（1）貸借対照表

区分	注記 番号	（2025年2月19日現在）	（2025年8月19日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		5,781,492	9,401,534
金銭信託		601,095	50,725
コール・ローン		19,931,992	39,499,403
投資信託受益証券		329,118,275	356,174,637
投資証券		1,276,535,715	1,118,811,430
派生商品評価勘定		26,386,892	58,819
未収配当金		17,399	17,088
未収利息		191	378
流動資産合計		1,658,373,051	1,524,014,014
資産合計		1,658,373,051	1,524,014,014
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		658,368	1,433,042
未払解約金		1,393,572	7,341,453
流動負債合計		2,051,940	8,774,495
負債合計		2,051,940	8,774,495
純資産の部			
元本等			
元本		1,373,999,718	1,242,197,233
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		282,321,393	273,042,286
元本等合計		1,656,321,111	1,515,239,519
純資産合計		1,656,321,111	1,515,239,519
負債純資産合計		1,658,373,051	1,524,014,014

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2024年8月20日 至 2025年2月19日	自 2025年2月20日 至 2025年8月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	投資信託受益証券、投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2025年2月19日現在)	(2025年8月19日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,587,128,422円	1,373,999,718円
期中追加設定元本額	8,869,325円	7,755,676円
期中一部解約元本額	221,998,029円	139,558,161円
期末元本額	1,373,999,718円	1,242,197,233円
元本の内訳		
GS トータル・リターン 安定(年2回決算)	732,140,052円	674,629,604円
GS トータル・リターン 安定(毎月決算)	641,859,666円	567,567,629円
2. 受益権の総数	1,373,999,718口	1,242,197,233口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 8月20日 至 2025年 2月19日	自 2025年 2月20日 至 2025年 8月19日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は投資信託受益証券、投資証券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。</p> <p>委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2024年 8月20日 至 2025年 2月19日	自 2025年 2月20日 至 2025年 8月19日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 2. 時価の算定方法	<p>金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。</p> <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	同左 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（2025年2月19日現在）	（2025年8月19日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	2,373,821	13,816,508
投資証券	15,258,536	17,431,266
合計	12,884,715	3,614,758

（注）当親投資信託の計算期間は、原則として8月20日から翌年8月19日までとなっており、計算期末が休日の場合はその翌営業日となります。上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	種類	（2025年2月19日現在）				（2025年8月19日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	45,863,992	-	45,572,370	291,622	35,440,578	-	35,440,728	150
	ユーロ	-	-	-	-	1,712,750	-	1,722,671	9,921
	売建								
	米ドル	1,344,695,040	-	1,318,560,572	26,134,468	1,246,494,875	-	1,247,808,965	1,314,090
	ユーロ	8,097,037	-	7,938,305	158,732	8,604,870	-	8,613,355	8,485
英ポンド	38,063,666	-	38,336,720	273,054	9,907,781	-	9,969,500	61,719	
合計	1,436,719,735	-	1,410,407,967	25,728,524	1,302,160,854	-	1,303,555,219	1,374,223	

（注）時価の算定方法

・為替予約取引

1．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

区分	（2025年2月19日現在）	（2025年8月19日現在）
1口当たり純資産額	1.2055円	1.2198円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・ サックス・オルタナティブ・トレンド・ ポートフォリオ IOアキュムレーショ ン・クラス（円ヘッジ）	29,055.844	30,404,035	
小計				30,404,035	
米ドル	投資信託 受益証券	ALERIAN MLP ETF	131	6,291.93	
		HEALTH CARE SELECT SECTOR	257	34,923.73	
		ISHARES 7-10 YEAR TREASURY B	8,508	809,451.12	
		ISHARES GLOBAL INFRASTRUCTUR	1,590	96,592.50	
		ISHARES MSCI JAPAN ETF	112	8,993.60	
		ISHARES USTECHNOLOGY ETF	150	27,603.00	
		SPDR DJ INTERNATIONAL REAL ETF	1,300	35,945.00	
		SPDR DOW JONES REIT ETF	651	62,346.27	
		VANGUARD LONG-TERM TREASURY	4,443	244,409.43	
		VANGUARD S&P 500 ETF	1,142	675,333.12	
		XTRACKERS MSCI EAFE HEDGED E	5,740	263,408.60	
	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・ サックス・エマージング・マーケッツ・ デット・ローカル・ポートフォリオ IO アキュムレーション・シェアクラス	6,719.729	106,104.52	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・ サックス・エマージング・マーケッツ・ デット・ポートフォリオ IOアキュム レーション・シェアクラス	11,101.174	295,180.21	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・ サックス・エマージング・マーケッツ CORE エクイティ・ポートフォリ オ IOSナップ・シェアクラス	4,311.025	56,733.08	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・ サックス・グローバル CORE エクイ ティ・ポートフォリオ IOアキュム レーション・スナップ・シェアクラス	21,990.433	649,377.48	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・ サックス・グローバル・クレジット・ ポートフォリオ（為替ヘッジあり） IO XOシェアクラス	439,474.294	2,351,187.47	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・ サックス・グローバル・エクイティ・ パートナーズESGポートフォリオ IO アキュムレーション・シェアクラス	12,488.285	318,076.61	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
小計		ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・ サックス・グローバル・フィックス インカム・ポートフォリオ（為替ヘッジ あり） I X O シェアクラス	682,536.421	3,207,921.17		
		ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・ サックス・グローバル・フューチャー・ ジェネレーションズ・エクイティ・ポ ートフォリオ IOシェアクラス	7,562.95	110,570.32		
		ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・ サックス・グローバル・ハイ・イール ド・ポートフォリオ IOアキュムレ ーション・シェアクラス	6,249.636	175,802.26		
		ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・ サックス・グローバル・スモール・ キャップ CORE エクイティ・ポ ートフォリオ IOアキュムレ ーション・シェアクラス	2,947.09	76,211.74		
		ゴールドマン・サックス・ファンズ・ ピーエルシー - ゴールドマン・サックス US \$ リキッド・リザーブズ・ファン ド X アキュムレーション・クラス	0.951	11,911.51		
小計				9,624,374.67		
				(1,423,445,013)		
ユーロ	投資信託受 益証券	ISHARES CORE MSCI EUROPE ACC	184	16,101.84		
		ISHARES EURO GOVT 7-10YR	43	8,049.81		
		ISHARES MDAX UCITS DE EUR A	25	6,336.25		
		ISHR EUR 600 HEALTH CARE(DE)	254	26,380.44		
小計					56,868.34	
				(9,802,964)		
英ポンド	投資信託受 益証券	ISHARES CORE UK GILTS	5,813	56,763.94		
小計					56,763.94	
					(11,334,055)	
合計				1,474,986,067		
				(1,444,582,032)		

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 11銘柄	23.5%	-	98.5%
	投資証券 11銘柄	-	76.5%	
ユーロ	投資信託受益証券 4銘柄	100.0%	-	0.7%
英ポンド	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	-	0.8%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

< G S トータル・リターン 積極（年2回決算）>

(2025年8月29日現在)

資産総額	1,667,456,522円
負債総額	3,405,810円
純資産総額（ - ）	1,664,050,712円
発行済口数	1,180,143,503口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4100円

< G S トータル・リターン 安定（年2回決算）>

(2025年8月29日現在)

資産総額	818,903,241円
負債総額	7,634,449円
純資産総額（ - ）	811,268,792円
発行済口数	783,639,616口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0353円

< G S トータル・リターン 安定（毎月決算）>

(2025年8月29日現在)

資産総額	686,135,044円
負債総額	6,253,226円
純資産総額（ - ）	679,881,818円
発行済口数	907,912,334口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7488円

参考情報

< トータル・リターン 積極マザーファンド>

(2025年8月29日現在)

資産総額	5,171,017,263円
負債総額	3,506,164,528円
純資産総額（ - ）	1,664,852,735円
発行済口数	1,000,609,378口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6638円

< トータル・リターン 安定マザーファンド>

(2025年8月29日現在)

資産総額	5,265,773,435円
負債総額	3,773,949,879円
純資産総額（ - ）	1,491,823,556円
発行済口数	1,218,919,421口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2239円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a 受益権の名義書換え
該当事項はありません。
- b 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- c 受益権の譲渡制限
該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。
- d その他
本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

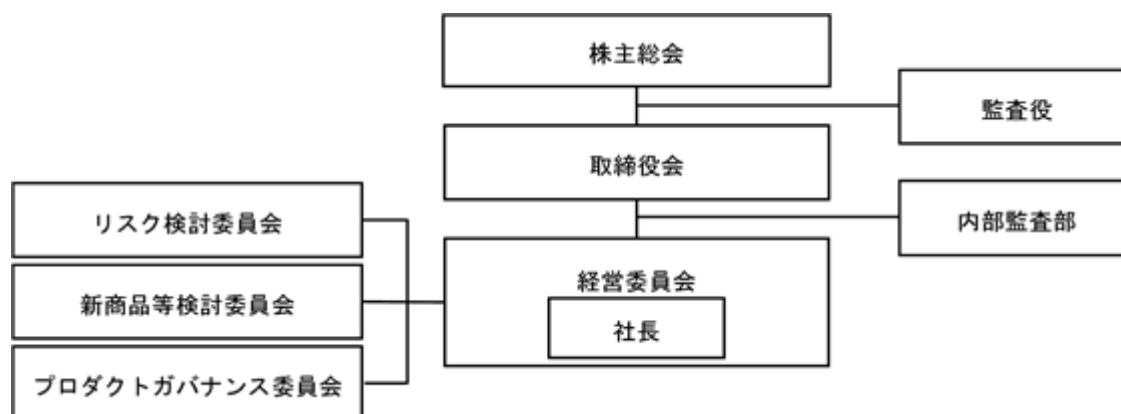
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

プロダクトガバナンス委員会は、経営委員会の監督の下に、お客様本位の業務運営を実現するため、金融商品の組成から償還までのライフサイクル全体を通じて、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うべく、検証・検討を実施し意思決定を行います。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほか、運用投資戦略部、外部委託投資部、マルチプロダクト・ファンド部、スチュワードシップ責任推進部およびオルタナティブ・マルチ戦略投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門のリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用部門のポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

2025年8月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	158	7,262,467,456,145
単位型株式投資信託	2	100,682,394,048
合計	160	7,363,149,850,193

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第29期 (2023年12月31日現在)		第30期 (2024年12月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金			4,946,710		11,278,244
短期貸付金			19,628,142		19,786,571
支払委託金			12		12
収益分配金		12		12	
前払費用			592,834		537,495
未収委託者報酬			4,875,665		6,085,927
未収運用受託報酬			1,920,972		2,343,058
未収収益			201,421		203,521
その他流動資産			50,437		870
流動資産計			32,216,196		40,235,703
固定資産					
無形固定資産			8,548,644		8,212,679
ソフトウェア		228,681		519,673	
のれん		2,207,711		2,041,091	
顧客関連資産		6,112,251		5,651,914	
投資その他の資産			694,340		586,283
投資有価証券		103,110		-	
長期差入保証金		34,153		45,976	
繰延税金資産		-		11,828	
その他の投資等		557,076		528,478	
固定資産計			9,242,984		8,798,963
資産合計			41,459,181		49,034,666

期別		第29期 (2023年12月31日現在)		第30期 (2024年12月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			122,284		112,841
未払金			3,967,292		4,610,160
未払収益分配金		104		116	
未払手数料		2,366,121		2,953,189	
その他未払金		1,601,066		1,656,854	
未払費用	* 1		3,146,802		3,281,418
一年内返済予定の関係会社 長期借入金			-		4,000,000
未払法人税等			1,670,820		3,340,518
未払消費税等			249,285		755,211
その他流動負債			192,529		211,678
流動負債計			9,349,014		16,311,828
固定負債					
関係会社長期借入金			6,000,000		2,000,000
退職給付引当金			663,465		766,011
長期未払費用	* 1		836,744		755,712
繰延税金負債			297,752		-
固定負債計			7,797,962		3,521,724
負債合計			17,146,976		19,833,553
純資産の部					
科目		内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			490,000		490,000
資本剰余金			390,000		390,000
資本準備金		390,000		390,000	
利益剰余金			23,430,046		28,321,113
その他利益剰余金		23,430,046		28,321,113	
繰越利益剰余金		23,430,046		28,321,113	
株主資本合計			24,310,046		29,201,113
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		2,157		-	
評価・換算差額等合計			2,157		-
純資産合計			24,312,204		29,201,113
負債・純資産合計			41,459,181		49,034,666

(2) 【損益計算書】

期別		第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			35,160,881		43,361,329
運用受託報酬	* 2		10,926,362		15,157,326
その他営業収益	* 2		5,615,660		6,496,003
営業収益計			51,702,904		65,014,659
営業費用					
支払手数料			16,708,347		20,899,519
支払投資顧問料			189,260		337,352
広告宣伝費			89,453		92,327
調査費			12,691,735		15,036,359
委託調査費	* 2	12,691,735		15,036,359	
委託計算費			363,368		452,707
営業雑経費			274,973		277,031
通信費		25,372		22,357	
印刷費		208,720		221,405	
協会費		40,880		33,267	
営業費用計			30,317,140		37,095,297
一般管理費					
給料			7,235,496		7,547,795
役員報酬		170,682		172,789	
給料・手当		3,654,509		3,856,810	
賞与		1,536,034		1,640,402	
株式従業員報酬	* 1	312,484		367,875	
その他の報酬		1,561,785		1,509,918	
交際費			104,600		120,780
寄付金			57,491		39,390
旅費交通費			229,808		204,871
租税公課			184,668		275,669
退職給付費用			377,860		471,393
固定資産減価償却費			275,701		512,110
のれん償却額			83,309		166,619
事務委託費			3,353,938		3,870,021
諸経費			1,168,171		1,309,206
一般管理費計			13,071,047		14,517,857
営業利益			8,314,717		13,401,504
営業外収益					
受取利息			73,920		103,741
投資有価証券売却益			-		5,077
雑益			10,790		-
営業外収益計			84,710		108,818
営業外費用					
支払利息	* 2		49,213		89,480
株式従業員報酬	* 1 * 2		174,444		389,631
為替差損			4,710		9,946
雑損			39		-
営業外費用計			228,408		489,058
経常利益			8,171,018		13,021,265
特別損失					
抱合せ株式消滅差損	* 3		387,764		-
特別損失計			387,764		-
税引前当期純利益			7,783,253		13,021,265
法人税、住民税及び事業税			2,441,436		4,438,826
法人税等調整額			53,734		308,628
当期純利益			5,395,552		8,891,066

（ 3 ） 【 株主資本等変動計算書 】

第29期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2023年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	18,034,494	18,034,494	18,914,494	-	-	18,914,494
事業年度中の変動額									
当期純利益				5,395,552	5,395,552	5,395,552			5,395,552
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）							2,157	2,157	2,157
事業年度中の変動額合計	-	-	-	5,395,552	5,395,552	5,395,552	2,157	2,157	5,397,710
2023年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	23,430,046	23,430,046	24,310,046	2,157	2,157	24,312,204

第30期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2024年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	23,430,046	23,430,046	24,310,046	2,157	2,157	24,312,204
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				4,000,000	4,000,000	4,000,000			4,000,000
当期純利益				8,891,066	8,891,066	8,891,066			8,891,066
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）							(2,157)	(2,157)	2,157
事業年度中の変動額合計	-	-	-	4,891,066	4,891,066	4,891,066	(2,157)	(2,157)	4,888,909
2024年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	28,321,113	28,321,113	29,201,113	-	-	29,201,113

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>市場価格のない株式等以外のもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。</p> <p>市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。</p>						
2．固定資産の減価償却の方法	<p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、主な償却年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>ソフトウェア（自社利用）</td> <td>3年（社内における利用可能期間）</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td>13年9ヶ月</td> </tr> <tr> <td>顧客関連資産</td> <td>13年9ヶ月</td> </tr> </table>	ソフトウェア（自社利用）	3年（社内における利用可能期間）	のれん	13年9ヶ月	顧客関連資産	13年9ヶ月
ソフトウェア（自社利用）	3年（社内における利用可能期間）						
のれん	13年9ヶ月						
顧客関連資産	13年9ヶ月						
3．引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度（DC）とキャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の2本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>(3) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>						
4．収益および費用の計上基準	<p>当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p>						

	<p>(2) 運用受託報酬</p> <p>運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。</p> <p>(3) その他営業収益</p> <p>関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(4) 成功報酬</p> <p>成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。</p>
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>株式従業員報酬の会計処理方法</p> <p>役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第29期 (2023年12月31日現在)	第30期 (2024年12月31日現在)
<p>* 1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>流動負債</p> <p>未払費用 1,327,764千円</p> <p>固定負債</p> <p>長期未払費用 657,414千円</p>	<p>* 1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>流動負債</p> <p>未払費用 1,009,372千円</p> <p>固定負債</p> <p>長期未払費用 524,801千円</p>

（損益計算書関係）

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
<p>* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますが、ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p>	<p>* 1 株式従業員報酬 同左</p>
<p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 6,387,241千円</p> <p>その他営業収益 5,193,357千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 12,651,728千円</p> <p>営業外費用</p> <p>支払利息 49,213千円</p> <p>株式従業員報酬 174,444千円</p>	<p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 9,562,227千円</p> <p>その他営業収益 5,697,844千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 14,986,531千円</p> <p>営業外費用</p> <p>支払利息 89,480千円</p> <p>株式従業員報酬 389,631千円</p>
<p>* 3 抱合せ株式消滅差損 NNインベストメント・パートナーズ株式会社を吸収合併したことによるものであります。</p>	<p>* 3 抱合せ株式消滅差損 該当事項はありません。</p>

（株主資本等変動計算書関係）

第29期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

2．配当に関する事項

該当事項はありません。

第30期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

2．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月11日 臨時株主総会	普通株式	4,000,000	625,000	2024年6月25日	2024年6月25日

（リース取引関係）

第29期 （自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）	第30期 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

第29期
(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

(2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第29期
（自 2023年1月1日
至 2023年12月31日）

2．金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他投資有価証券	103,110	103,110	-
資産計	103,110	103,110	-
関係会社長期借入金			
関係会社長期借入金	6,000,000	6,000,000	-
負債計	6,000,000	6,000,000	-

（注1）現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（注2）長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	4,000,000	2,000,000	-	-	-

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他投資有価証券	-	103,110	-	103,110
資産計	-	103,110	-	103,110

第29期
(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期借入金				
関係会社長期借入金	-	6,000,000	-	6,000,000
負債計	-	6,000,000	-	6,000,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(金融商品関係)

第30期
(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

(2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第30期

(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金			
一年内返済予定の関係会社 長期借入金	4,000,000	4,000,000	-
関係会社長期借入金	2,000,000	2,000,000	-
負債計	6,000,000	6,000,000	-

(注1) 現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
一年内返済予定の関係 会社長期借入金	4,000,000	-	-	-	-	-
関係会社長期借入金	-	2,000,000	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

第30期
(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期借入金				
一年内返済予定の関係会社 長期借入金	-	4,000,000	-	4,000,000
関係会社長期借入金	-	2,000,000	-	2,000,000
負債計	-	6,000,000	-	6,000,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第29期 （自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）					第30期 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）												
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>取得原価 （千円）</th> <th>貸借対照 表計上額 （千円）</th> <th>差額 （千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの</td> <td>投資証券</td> <td>100,000</td> <td>103,110</td> <td>3,110</td> </tr> </tbody> </table>					区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資証券	100,000	103,110	3,110	該当事項はありません。		
区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）													
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資証券	100,000	103,110	3,110													
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券												
該当事項はありません。					<table border="1"> <thead> <tr> <th>売却額 （千円）</th> <th>売却益の合計額 （千円）</th> <th>売却損の合計額 （千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>105,077</td> <td>5,077</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）	105,077	5,077	0				
売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）															
105,077	5,077	0															

（デリバティブ取引関係）

第29期 （自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）	第30期 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)																																																																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（DC）及びキャッシュ・バランス型年金制度（CB）を採用しております。</p> <p>2. キャッシュ・バランス型年金制度 (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務の期首残高</td> <td style="text-align: right;">672,094千円</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">147,590</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">7,275</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td> <td style="text-align: right;">28,545</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">86,960</td> </tr> <tr> <td>退職給付債務の期末残高</td> <td style="text-align: right;"><u>768,545</u></td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">768,545</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">58,119</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務費用</td> <td style="text-align: right;">46,960</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債の額</td> <td style="text-align: right;"><u>663,465</u></td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">147,590</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">7,275</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">10,002</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">15,653</td> </tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td> <td style="text-align: right;"><u>180,521</u></td> </tr> </table> <p>(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">割引率</td> <td style="text-align: right;">1.21 %</td> </tr> </table> <p>3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円です。</p>	退職給付債務の期首残高	672,094千円	勤務費用	147,590	利息費用	7,275	数理計算上の差異の発生額	28,545	退職給付の支払額	86,960	退職給付債務の期末残高	<u>768,545</u>	積立型制度の退職給付債務	768,545	未認識数理計算上の差異	58,119	未認識過去勤務費用	46,960	貸借対照表に計上された負債の額	<u>663,465</u>	勤務費用	147,590	利息費用	7,275	数理計算上の差異の費用処理額	10,002	過去勤務費用の費用処理額	15,653	確定給付制度に係る退職給付費用	<u>180,521</u>	割引率	1.21 %	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（DC）及びキャッシュ・バランス型年金制度（CB）を採用しております。</p> <p>2. キャッシュ・バランス型年金制度 (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務の期首残高</td> <td style="text-align: right;">768,545千円</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">165,949</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">9,266</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td> <td style="text-align: right;">1,122</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">101,347</td> </tr> <tr> <td>退職給付債務の期末残高</td> <td style="text-align: right;"><u>841,292</u></td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">841,292</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">43,974</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務費用</td> <td style="text-align: right;">31,306</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債の額</td> <td style="text-align: right;"><u>766,011</u></td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">165,949</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">9,266</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">13,023</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">15,653</td> </tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td> <td style="text-align: right;"><u>203,892</u></td> </tr> </table> <p>(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">割引率</td> <td style="text-align: right;">1.71 %</td> </tr> </table> <p>3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,917千円です。</p>	退職給付債務の期首残高	768,545千円	勤務費用	165,949	利息費用	9,266	数理計算上の差異の発生額	1,122	退職給付の支払額	101,347	退職給付債務の期末残高	<u>841,292</u>	積立型制度の退職給付債務	841,292	未認識数理計算上の差異	43,974	未認識過去勤務費用	31,306	貸借対照表に計上された負債の額	<u>766,011</u>	勤務費用	165,949	利息費用	9,266	数理計算上の差異の費用処理額	13,023	過去勤務費用の費用処理額	15,653	確定給付制度に係る退職給付費用	<u>203,892</u>	割引率	1.71 %
退職給付債務の期首残高	672,094千円																																																																
勤務費用	147,590																																																																
利息費用	7,275																																																																
数理計算上の差異の発生額	28,545																																																																
退職給付の支払額	86,960																																																																
退職給付債務の期末残高	<u>768,545</u>																																																																
積立型制度の退職給付債務	768,545																																																																
未認識数理計算上の差異	58,119																																																																
未認識過去勤務費用	46,960																																																																
貸借対照表に計上された負債の額	<u>663,465</u>																																																																
勤務費用	147,590																																																																
利息費用	7,275																																																																
数理計算上の差異の費用処理額	10,002																																																																
過去勤務費用の費用処理額	15,653																																																																
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>180,521</u>																																																																
割引率	1.21 %																																																																
退職給付債務の期首残高	768,545千円																																																																
勤務費用	165,949																																																																
利息費用	9,266																																																																
数理計算上の差異の発生額	1,122																																																																
退職給付の支払額	101,347																																																																
退職給付債務の期末残高	<u>841,292</u>																																																																
積立型制度の退職給付債務	841,292																																																																
未認識数理計算上の差異	43,974																																																																
未認識過去勤務費用	31,306																																																																
貸借対照表に計上された負債の額	<u>766,011</u>																																																																
勤務費用	165,949																																																																
利息費用	9,266																																																																
数理計算上の差異の費用処理額	13,023																																																																
過去勤務費用の費用処理額	15,653																																																																
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>203,892</u>																																																																
割引率	1.71 %																																																																

（税効果会計関係）

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)																																														
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">459,734千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">203,153</td></tr> <tr><td>長期未払費用</td><td style="text-align: right;">205,231</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td style="text-align: right;">225,434</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">481,218</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,574,771</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,574,771</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>無形固定資産</td><td style="text-align: right;">1,871,571</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">952</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,872,523</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,872,523</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">繰延税金負債純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">297,752</td></tr> </table>	未払費用	459,734千円	退職給付引当金	203,153	長期未払費用	205,231	無形固定資産	225,434	その他	481,218	小計	1,574,771	繰延税金資産合計	1,574,771	無形固定資産	1,871,571	その他有価証券評価差額金	952	小計	1,872,523	繰延税金負債合計	1,872,523	繰延税金負債純額	297,752	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">615,370千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">234,552</td></tr> <tr><td>長期未払費用</td><td style="text-align: right;">169,646</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td style="text-align: right;">237,732</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">485,141</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,742,444</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,742,444</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>無形固定資産</td><td style="text-align: right;">1,730,616</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,730,616</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,730,616</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">繰延税金資産純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">11,828</td></tr> </table>	未払費用	615,370千円	退職給付引当金	234,552	長期未払費用	169,646	無形固定資産	237,732	その他	485,141	小計	1,742,444	繰延税金資産合計	1,742,444	無形固定資産	1,730,616	小計	1,730,616	繰延税金負債合計	1,730,616	繰延税金資産純額	11,828
未払費用	459,734千円																																														
退職給付引当金	203,153																																														
長期未払費用	205,231																																														
無形固定資産	225,434																																														
その他	481,218																																														
小計	1,574,771																																														
繰延税金資産合計	1,574,771																																														
無形固定資産	1,871,571																																														
その他有価証券評価差額金	952																																														
小計	1,872,523																																														
繰延税金負債合計	1,872,523																																														
繰延税金負債純額	297,752																																														
未払費用	615,370千円																																														
退職給付引当金	234,552																																														
長期未払費用	169,646																																														
無形固定資産	237,732																																														
その他	485,141																																														
小計	1,742,444																																														
繰延税金資産合計	1,742,444																																														
無形固定資産	1,730,616																																														
小計	1,730,616																																														
繰延税金負債合計	1,730,616																																														
繰延税金資産純額	11,828																																														
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">30.62 %</td></tr> <tr><td>賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.22 %</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">0.33 %</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1.50 %</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">30.68 %</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	30.62 %	賞与等永久に損金に算入されない項目	1.22 %	のれん償却額	0.33 %	その他	1.50 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.68 %	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">30.62 %</td></tr> <tr><td>賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.00 %</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">0.39 %</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.29 %</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">31.72 %</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	30.62 %	賞与等永久に損金に算入されない項目	1.00 %	のれん償却額	0.39 %	その他	0.29 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.72 %																										
法定実効税率 (調整)	30.62 %																																														
賞与等永久に損金に算入されない項目	1.22 %																																														
のれん償却額	0.33 %																																														
その他	1.50 %																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.68 %																																														
法定実効税率 (調整)	30.62 %																																														
賞与等永久に損金に算入されない項目	1.00 %																																														
のれん償却額	0.39 %																																														
その他	0.29 %																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.72 %																																														
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。</p>	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。</p>																																														

（企業結合等関係）

第29期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

共通支配下の取引等

当社は、2023年5月29日開催の当社取締役会において、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の全株式を取得することについて決議し、2023年5月30日付で株式譲渡契約を締結、2023年6月1日に株式を取得いたしました。

また、当社は、2023年3月29日開催の当社取締役会において、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結いたしました。本合併契約に基づき、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社は、2023年7月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：NNインベストメント・パートナーズ株式会社

事業の内容： 投資運用業、投資助言・代理業等

(2) 企業結合を行った主な理由

2022年4月にザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクがNNグループN.V.よりNNインベストメント・パートナーズを買収し、日本拠点であるNNインベストメント・パートナーズ株式会社を当社に統合することを決定したことによるものであります。

(3) 結合後企業の名称

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

(4) 企業結合日及び企業結合の法的形式

2023年6月1日：株式取得

2023年7月1日：当社を存続会社、NNインベストメント・パートナーズ株式会社を消滅会社とする吸収合併

(5) 取得した議決権比率

100%

(6) 取得した株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	7,766,200千円
取得原価		7,766,200千円

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

3. 財務諸表に含まれている結合当事企業の業績の期間

2023年7月1日から2023年12月31日

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

2,291,021千円

(2) 発生原因

結合当事企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額並びに抱合せ株式消滅差損と取得原価との差額により発生します。

(3) 償却方法及び償却期間

13年9ヶ月にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,752,873千円
固定資産	6,451,708千円
資産合計	8,204,582千円
流動負債	1,128,488千円
固定負債	1,988,679千円
負債合計	3,117,168千円

6. のれん以外の無形資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに種類別の償却期間

顧客関連資産	6,342,420千円	13年9ヶ月
無形資産合計	6,342,420千円	

第30期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

第29期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1．収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項（セグメント情報等）に記載のとおりであります。

2．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4．収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

第30期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1．収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項（セグメント情報等）に記載のとおりであります。

2．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4．収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第29期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

〔関連情報〕

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	35,160,881	10,926,362	5,615,660	51,702,904

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
45,201,997	6,500,906	51,702,904

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第30期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	43,361,329	15,157,326	6,496,003	65,014,659

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
55,405,220	9,609,439	65,014,659

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第29期
（自 2023年1月1日
至 2023年12月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニュー ヨーク州	151 百万ドル	投資顧問 業	被所有 間接 75%	投資助言 （注1）	その他営業収 益	5,193,357	未払費用	416,318
							運用受託報酬	6,387,241		
							委託調査費	12,651,728		
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国 ニュー ヨーク州	11,212 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金援助 （注2） 費用の振 替 （注1） 株式報酬	営業外費用	223,658	未払費用	911,446
									長期未払 費用	657,414
									関係会社 長期借入 金	6,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に関係会社間の契約に基づき決定しております。

（注2）借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2～2.5年であり、担保は差し入れておりません。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第29期
（自 2023年1月1日
至 2023年12月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の 子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品 取引業		資金の調達 （注1）	営業外収益	73,909	短期貸付金	19,628,142
親会社の 子会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	英国ロンドン	598 百万ドル	証券業		費用の振替 （注1） 資産の保有等			未払費用	784,471
親会社の 子会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス B.V.	オランダ ハーグ	36 千ユーロ	持株会社		株式取得	株式取得	7,766,200		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）価格その他の取引条件は、市場実勢を参考にグループ会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

- ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

（関連当事者情報）

第30期
（自 2024年1月1日
至 2024年12月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	700 百万ドル	投資顧問業	被所有 間接 75%	投資助言 （注1）	その他営業収益 運用受託報酬 委託調査費	5,697,844 9,562,227 14,986,531	-	-
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州	11,212 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金援助 （注2） 費用の振替 （注1） 株式報酬	営業外費用	479,111	未払費用 長期未払費用 一年内返済予定の 関係会社 長期借入金 関係会社 長期借入金	1,009,372 524,801 4,000,000 2,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に関係会社間の契約に基づき決定しております。

（注2）借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2～2.5年であり、担保は差し入れておりません。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第30期
（自 2024年1月1日
至 2024年12月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品 取引業			資金の調達 （注1）	営業外収益 103,741	短期貸付 金	19,786,571
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	英国 ロンドン	598 百万ドル	証券業			費用の振替 （注1） 資産の保有等		未払費用	749,910

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）価格その他の取引条件は、市場実勢を参考にグループ会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

- ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

（ 1株当たり情報）

第29期 （自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）		第30期 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）	
1株当たり純資産額	3,798,781円96銭	1株当たり純資産額	4,562,673円97銭
1株当たり当期純利益金額	843,055円10銭	1株当たり当期純利益金額	1,389,229円15銭
損益計算書上の当期純利益	5,395,552千円	損益計算書上の当期純利益	8,891,066千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	5,395,552千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	8,891,066千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第31期 中間会計期間末 (2025年6月30日)
区分	注記番号	金額
資産の部		千円
流動資産		
現金・預金		4,518,173
短期貸付金		21,788,417
支払委託金		12
前払費用		507,374
未収委託者報酬		6,131,255
未収運用受託報酬		1,302,109
未収収益		521,598
その他流動資産		497
流動資産計		34,769,437
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア		631,313
のれん		1,957,781
顧客関連資産		5,421,746
無形固定資産計		8,010,842
投資その他の資産		
長期差入保証金		48,467
その他の投資等		354,475
投資その他の資産計		402,942
固定資産計		8,413,784
資産合計		43,183,222

		第31期 中間会計期間末 (2025年6月30日)
区分	注記番号	金額
負債の部		千円
流動負債		
預り金		111,388
未払金		2,957,988
未払費用		2,678,533
一年内返済予定の関係会社長期借入金		4,000,000
未払法人税等		1,992,627
未払消費税等	* 1	442,185
賞与引当金		713,306
その他流動負債		171,434
流動負債計		13,067,463
固定負債		
関係会社長期借入金		2,000,000
退職給付引当金		783,510
長期未払費用		542,274
繰延税金負債		464,761
固定負債計		3,790,546
負債合計		16,858,010
純資産の部		
株主資本		
資本金		490,000
資本剰余金		
資本準備金		390,000
資本剰余金合計		390,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		25,445,211
利益剰余金合計		25,445,211
株主資本合計		26,325,211
純資産合計		26,325,211
負債・純資産合計		43,183,222

(2) 中間損益計算書

		第31期 中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
区分	注記番号	金額
		千円
営業収益		
委託者報酬		21,932,383
運用受託報酬		7,791,232
その他営業収益		4,014,871
営業収益計		33,738,487
営業費用及び一般管理費		26,051,944
営業利益		7,686,542
営業外収益	* 1	125,039
営業外費用	* 2	275,947
経常利益		7,535,635
税引前中間純利益		7,535,635
法人税、住民税及び事業税		1,934,947
法人税等調整額		476,590
中間純利益		5,124,098

重要な会計方針

項目	第31期 中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)						
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>市場価格のない株式等以外のもの 時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。</p> <p>市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。</p>						
2．固定資産の減価償却の方法	<p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、主な償却年数は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="671 712 1369 817"> <tr> <td>ソフトウェア(自社利用)</td> <td>3年（社内における利用可能期間）</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td>13年9ヶ月</td> </tr> <tr> <td>顧客関連資産</td> <td>13年9ヶ月</td> </tr> </table>	ソフトウェア(自社利用)	3年（社内における利用可能期間）	のれん	13年9ヶ月	顧客関連資産	13年9ヶ月
ソフトウェア(自社利用)	3年（社内における利用可能期間）						
のれん	13年9ヶ月						
顧客関連資産	13年9ヶ月						
3．引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間会計期間末に計上すべき貸倒引当金はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計期間に帰属する額を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度（DC）とキャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の2本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p>						

項目	第31期 中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
4．収益および費用の計上基準	<p>当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>(1) 委託者報酬</p> <p>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2) 運用受託報酬</p> <p>運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。</p> <p>(3) その他営業収益</p> <p>関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(4) 成功報酬</p> <p>成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。</p>
5．その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>株式従業員報酬の会計処理方法</p> <p>役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第31期 中間会計期間末 (2025年6月30日)
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債に表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第31期 中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
* 1 営業外収益のうち主要なもの	受取利息 101,190千円
	為替差益 23,849千円
* 2 営業外費用のうち主要なもの	株式従業員報酬 230,849千円
	支払利息 45,097千円

（リース取引関係）

第31期 中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

（金融商品関係）

第31期 中間会計期間末（2025年6月30日）

1．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
関係会社長期借入金			
一年内返済予定の関係会社長期借入金	4,000,000	4,000,000	-
関係会社長期借入金	2,000,000	2,000,000	-
負債計	6,000,000	6,000,000	-

（注）現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期借入金				
一年内返済予定の関係会社長期借入金	-	4,000,000	-	4,000,000
関係会社長期借入金	-	2,000,000	-	2,000,000
負債計	-	6,000,000	-	6,000,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第31期 中間会計期間末(2025年6月30日)

その他有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第31期 中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（収益認識関係）

第31期 中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1．収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項（セグメント情報等）に記載のとおりであります。

2．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4．収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第31期 中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	21,932,383	7,791,232	4,014,871	33,738,487

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
29,098,596	4,639,890	33,738,487

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第31期 中間会計期間 （自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）	
1株当たり純資産額	4,113,314円32銭
1株当たり中間純利益金額	800,640円35銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。	
（1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎）	
中間損益計算書上の中間純利益	5,124,098千円
1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	5,124,098千円
差 額	- 千円
期中平均株式数 普通株式	6,400株

（重要な後発事象）

第31期 中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (2024年12月末現在)	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (GSAMニューヨーク)	700百万米ドル (110,726百万円 1米ドル=158.18円)	米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (GSAMロンドン)	100百万米ドル (15,818百万円。 1米ドル=158.18円)	主として英国において業務を行うザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業です。GSAMロンドンおよびその投資顧問関連企業は、現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人および個人投資家を含む広範囲の顧客にサービスを提供しています。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド (GSAMシンガポール)	14百万米ドル (2,214百万円 1米ドル=158.18円)	シンガポールにおいて、内外の有価証券等に係る資産運用およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(2) 受託銀行

名称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

名称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
株式会社千葉銀行	145,069百万円	銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社十八親和銀行	36,878百万円	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	
株式会社熊本銀行	10,000百万円	
池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
株式会社 ＳＢＩ証券	54,323百万円	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
水戸証券株式会社（注１）	12,272百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	

（注１）ＧＳトータル・リターン 積極（年２回決算）のみのお取扱いとなります。

2 【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

ＧＳＡＭニューヨーク、ＧＳＡＭロンドンおよびＧＳＡＭシンガポールは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より投資信託証券および為替の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3 【資本関係】

(1) 投資顧問会社

投資顧問会社および委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙等に、委託会社に関する情報を記載し、本ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを表示し、イラストを採用すること、本ファンドの概略的性格を表示する文言を列挙することおよびキャッチフレーズを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・ 投資信託説明書（交付目論見書）または投資信託説明書（請求目論見書）である旨
- ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
- ・ 金融商品取引業者登録番号
- ・ 目論見書の使用開始日
- ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・ 請求目論見書の閲覧、請求に関する事項
- ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

(2) 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリングオフに関する事項を記載することがあります。

(3) 請求目論見書に本ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。

(4) 目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。

(5) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

(6) 目論見書に記載された運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年3月4日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田	渉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西郷	篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月22日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS トータル・リターン 積極(年2回決算)の2025年2月20日から2025年8月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GS トータル・リターン 積極(年2回決算)の2025年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月22日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS トータル・リターン 安定(年2回決算)の2025年2月20日から2025年8月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GS トータル・リターン 安定(年2回決算)の2025年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月22日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS トータル・リターン 安定(毎月決算)の2025年2月20日から2025年8月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GS トータル・リターン 安定(毎月決算)の2025年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。